

第 3 次甲賀市一般廃棄物処理基本計画

計画素案
ごみ処理基本計画

令和元年 8 月

甲 賀 市

第1編 基本事項

計画素案

第 1 章 計画策定の趣旨

社会的な背景として、国では平成 12 年 5 月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、これを契機に「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の構造から環境に配慮した循環型社会の形成が進められ、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理といった取組がより一層重要となっています。

近年にかけては、本格的な人口減少社会の到来、経済成長の鈍化、大規模災害への不安、市民参加型社会への移行など社会経済情勢が劇的に変化しており、甲賀市（以下、「本市という」）では多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりを進めてきました。

また、平成 17 年 1 月に「環境基本方針」を定め、豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景を保全し、市民・事業者・行政が一体となって自らの環境は自らが守り、より良い環境を創造し次代に引き継ぐための取組を推進しています。

このような中で、本市においては、ごみの量の増加を抑制するために、より一層のごみの減量化・資源化への取組が求められています。

さらに、東日本大震災や熊本地震等の地震災害及び豪雨災害により災害廃棄物が発生している中で、国は平成 26 年 3 月に地方公共団体における災害廃棄物処理計画の作成の指針となる「災害廃棄物対策指針」を策定しました。本市においても、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことで早期に復旧・復興を図ることのできる「災害廃棄物処理計画」の策定が不可欠となっています。

一般廃棄物の処理については、市民・事業者・行政が連携し、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的、計画的に推進するための指針として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に従い、平成 22 年 2 月「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。その後、平成 27 年 3 月に、本市のごみ処理の情勢、法制度の改訂、リサイクル環境の変化などを踏まえ改訂を行いました。

改訂から 5 年が経過する令和元年度において、基本計画の改訂及び「災害廃棄物処理計画」の追加を行い、「第 3 次一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

第2章 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図 1-2-1 に示します。

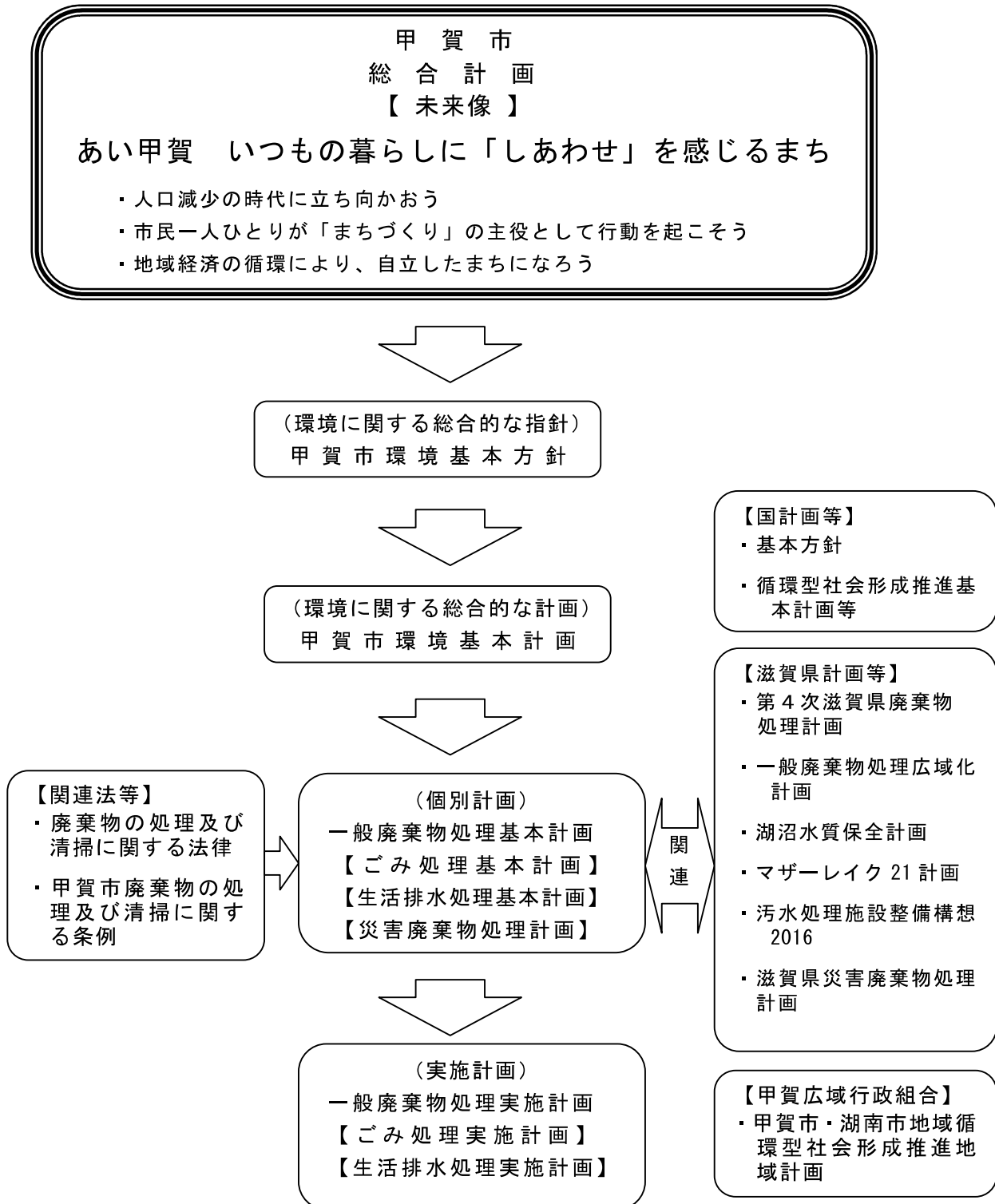


図 1-2-1 計画の位置づけ

第3章 計画目標年度

平成 27 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間としていました。

本計画の計画期間は、総合計画に合わせ、令和 2 年度（2020 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 9 年間とし、令和 5 年度に後期（令和 6 年度～令和 10 年度）の計画について見直しができることとします。

平成・令和	27	28	29	30	31/R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
前計画 H27 年 3 月 策定	計画期間													
本計画 R2 年 3 月						計 画 見直し 時期 期 間								

第2編 市の概要

計画素案

第 1 章 自然環境

1.1 地理・地形

本市は、滋賀県東南部で近畿圏と中部圏をつなぐ中間に位置し、大阪・名古屋から約 100km 圏内にあります。

東南部に、標高 1,000m を超える山々が連なる鈴鹿山脈、西南部は信楽盆地とこれらに続く丘陵性山地が広がり、森林が地域面積の約 70% を占め、野洲川、杣川、大戸川等の河川沿いに平地が開ける、水と緑に囲まれた豊かな自然と美しい景観に恵まれた地域となっています。これらの豊富な自然資源と肥沃な大地は、米・茶を中心とした農業やかんぴょうなどの特産品、ヒノキなどの林業、自生する有用薬草を用いた薬業、日本六古窯の一つに数えられる信楽焼など、多くの特色ある地場産業や産品・工芸品を育んできました。

また、仏教美術を中心とした県下有数の質・量を誇る豊かな文化財、著名な甲賀流忍術の伝承など、地域色豊かな歴史が今も息づいています。近年は多くの企業が進出し内陸工業地として発展し、住宅団地も数多く造成され、都市化が進行しています。

平成 20 年 3 月に新名神高速道路が開通したことにより、さらなる集客が見込まれ地域の活性化が期待される一方で、不法投棄、観光ごみの増加が懸念されます。

本市の位置を図 2-1-1 に示します。

1.2 気候

本市の年平均気温は、平野部では 14℃ と温暖ですが、東部及び西部山岳地帯では 12 ～ 13℃ と低くなっています。年間降雨量は 1,500 ～ 1,800mm です。積雪量も特異な年を除いては、平野部で最高 20 cm 前後であり、積雪日数・積雪量ともに少ない地域となっていますが、東部の山間部では 30 cm 以上積雪があります。

降霜は 11 月から 4 月まで見られますが、4 月から 5 月にかけて山岳地帯に晩霜があり、しばしば農作物に被害をもたらすことがあります。風向は年間を通じて北西風が多く、秋から冬にかけて空気が乾燥し風は強くなり、春から夏にかけては暖かい東南風が多くなります。



図 2-1-1 本市の位置（滋賀県全図）

第2章 社会環境

2.1 人口の動態、分布

(1) 人口の動態

本市の人口動態を表 2-2-1 に示します。

平成 29 年度には 282 人減、平成 28 年度には 465 人減となっています。

表 2-2-1 人口動態

年度 \ 区分	自然動態		社会動態		増 減
	出 生	死 亡	転 入	転 出	
H28 年	695 人	912 人	2,812 人	3,060 人	-465 人
H29 年	691 人	962 人	2,967 人	2,978 人	-282 人

(資料：甲賀市統計書平成 29 年度版)

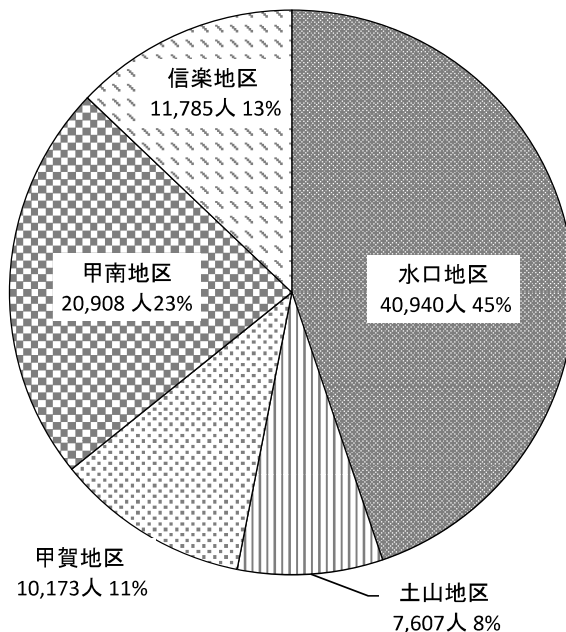
(2) 人口分布

本市の人口分布を図 2-2-1 に示します。

水口地区が最も多く全体の 45%を占めており、次いで甲南地区が 23%となっています。

土山地区が 8%と最も人口が少ない地区となっています。

【総人口 91,413人 総世帯数 34,996世帯】

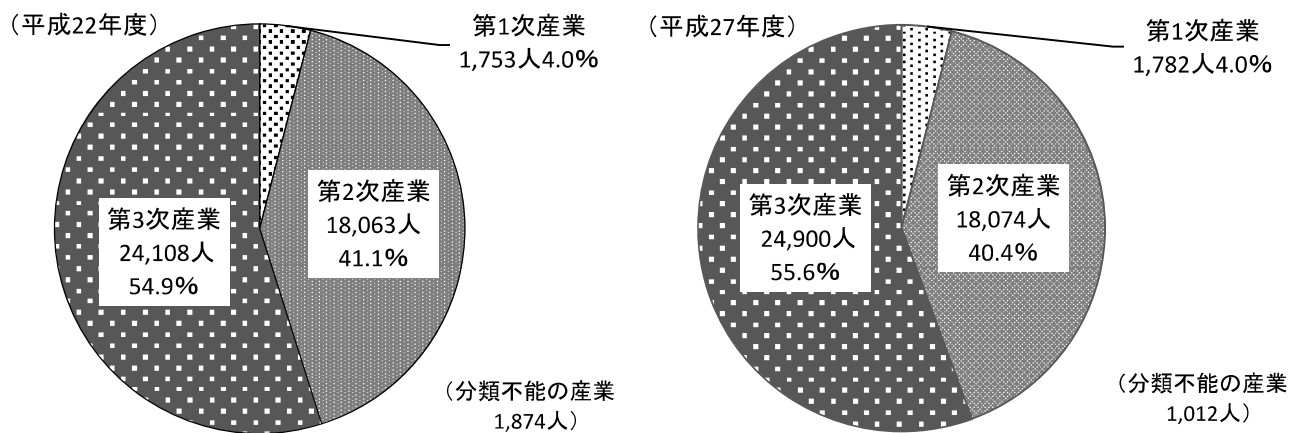


資料：甲賀市市民課(平成29年12月末総人口)

図 2-2-1 人口分布

2.2 産業の動向

平成 22 年と平成 27 年の産業別就業人口（大分類）の調査結果を図 2-2-2 に示します。就業者の総数は、平成 22 年が 45,798 人、平成 27 年が 45,768 人とほぼ変動はありません。



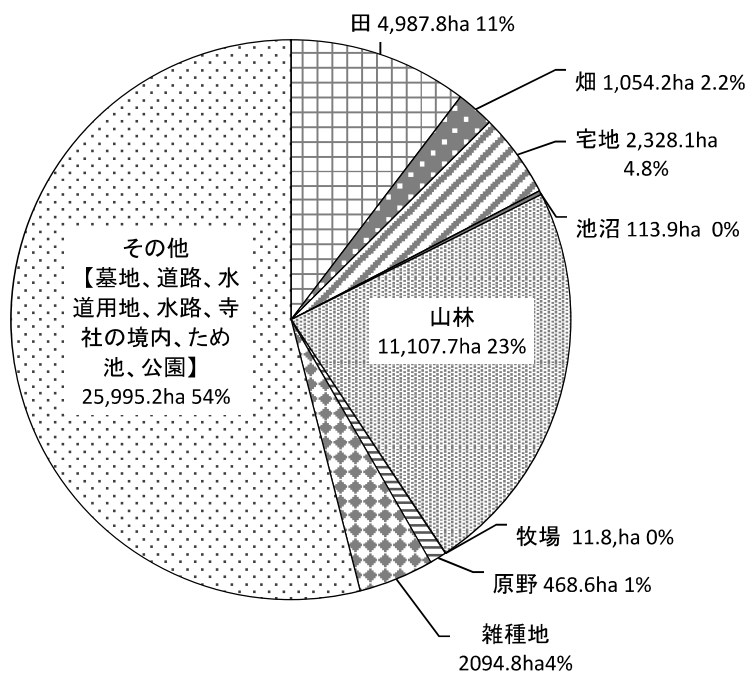
(資料：平成 22 年度・平成 27 年度版 各年国勢調査)

図 2-2-2 産業別人口（大分類）

2.3 土地利用

本市の土地利用の状況を図 2-2-3 に示します。

山林が 23%、田畑が 13.2%、宅地が 4.8%となっています。



(資料：甲賀市税務課(平成29年1月1日現在))

図 2-2-3 土地利用

第3章 長期計画・開発計画

3.1 総合計画

本市の将来像を示した総合計画（後期基本計画）（平成29年6月策定）の骨子を図2-3-1に示します。

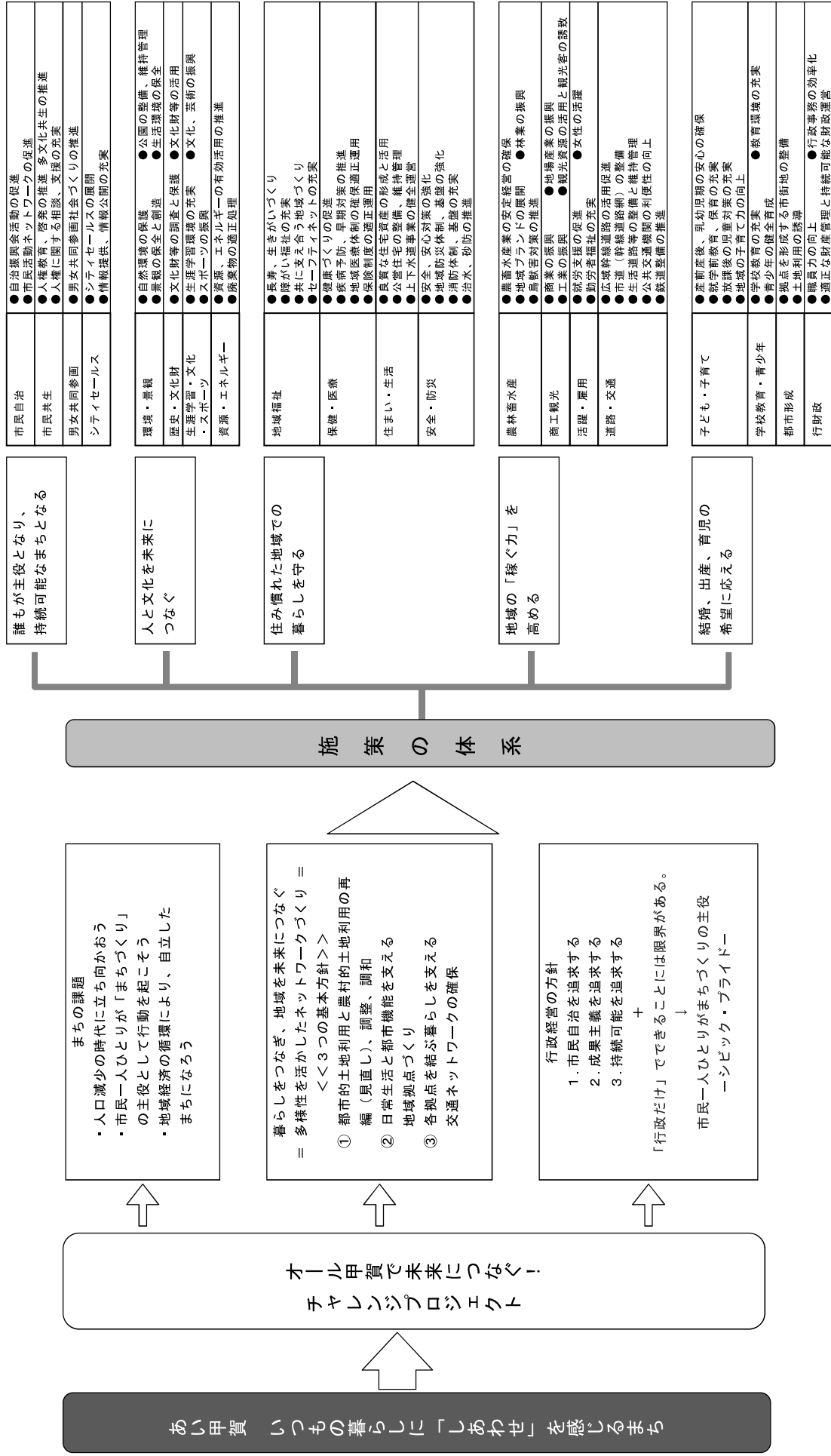


図2-3-1 取組の体系

3.2 都市計画マスタープラン

都市マスタープラン（平成 29 年 8 月策定）における主な整備方針（市街地等）を表 2-3-1 に示します。

表 2-3-1 主な整備方針

地域	整備方針の内容
水口地域	- 市役所周辺においては、商業や医療・福祉施設、教育関連施設、観光関連施設等の多様な都市機能の誘致や充実を図る。 - 貴生川駅周辺においては、都市機能の集積や住環境の形成を図るための基盤整備について、都市拠点との連携を含めて検討する。 - 旧東海道の沿道においては、シンボルとなる複合交流施設の活用を図り整備や景観形成を促進する。 - 新城地区、水口地区、貴生川駅周辺地区等の住居系用途地域内の農地や低利用地・未利用地が多く残る地区において、土地区画整理事業や宅地開発事業等により、良好な住宅地の整備を計画的に促進する。また、泉・北脇地区、伴中山・山地区、宇川地区等の工業系用途地域において、都市基盤の整備を計画的に促進し、工業適地に指定されている地域については十分な誘導方法等を検討する。
土山地域	- 土山地域の中心地では、日常生活を支える商業や医療・福祉等の都市機能をはじめ、観光・歴史文化や伝統産業工芸等の地域個性を活かした多様な都市機能の維持・充実を図る。 - 旧東海道の沿道の市街地においては、伝統的な住宅を再生し、安全で利便性の高い居住地として再整備を促進する。 - 土山地域北東地区等の住居系用途地域内の農地や低利用地・未利用地が多く残る地区において、土地区画整理事業や宅地開発事業等により良好な住宅地の整備を計画的に促進する。
甲賀地域	- JR甲賀駅周辺地区においては、日常生活を支える商業や医療・福祉等の都市機能をはじめ、観光・歴史文化や伝統産業、伝統工芸等の地域個性を活かした多様な都市機能の維持や誘致・充実を図るとともに、居系用途地域内の低・未利用地が多く残る地区において、土地区画整理事業や宅地開発事業等により、良好な住宅地の整備を計画的に促進する。 - JR甲賀駅から油日駅周辺の市街地においては、伝統的な住宅地を再生し、安全で利便性の高い居住地として再整備を促進する。 - 鳥居野地区等の工業系用途地域において、土地区画整理事業等により工業地の整備を計画的に促進する。
甲南地域	- JR甲南駅周辺地区においては、日常生活を支える商業や医療・福祉等の都市機能をはじめ、観光・歴史文化や伝統産業、伝統工芸等の地域個性を活かした多様な都市機能の維持や誘致・充実を図る。 - 甲南地域の野田地区、竜法師地区等の市街化区域内の低・未利用地が多く残る地区において、土地区画整理事業や宅地開発事業等により、良好な市街地の整備を計画的に促進する。 - 甲南地域の市原地区、杉谷地区等の市街化区域における工業系用途地域では、空閑地を中心に良好な市街地の形成を促進する。
信楽地域	地域拠点となる信楽高原鐵道信楽駅周辺を中心地においては、日常生活を支える商業や医療・福祉等の都市機能をはじめ、観光・歴史文化や伝統産業、伝統工芸等の地域個性を活かした多様な都市機能の維持や誘致・充実を図る。また、にぎわいのある市街地形成をめざし、空き家・空き店舗等を活用し、商業の活性化を図ることを検討する。伝統的な住宅を再生し、安全で利便性の高い居住地として再整備を促進する。

第4章 生活環境

4.1 交通・道路

鉄道網は、ＪＲ草津線が本市を横断し、ＪＲ草津線貴生川駅を起点として近江鉄道本線・信楽高原鐵道があります。

バス交通としてコミュニティバスが27路線、コミタクが6路線あり鉄道網と連携し、市民の主要な交通手段として活用されています。

道路網は、主要幹線道路として国道1号、及び主要地方道草津伊賀線が地域を横断し、国道307号が地域を縦断しています。甲賀地域及び周辺地域の新しい交通基盤としては新名神高速道路が開通し、市内には甲賀土山ＩＣ、信楽ＩＣ、甲南ＩＣが設置されています。

4.2 下水道

公共下水道等の整備状況を表2-4-1に示します。

水環境の保全、水質汚濁の防止を図るため、本市には公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備を推進しており、両下水道を合わせた普及率は77.5%、処理区域内水洗化率は87.5%、行政区域内水洗化率は67.8%となっています。

表 2-4-1 公共下水道の整備状況

項目		区分	公共下水道 (特定環境保全公共下水道※を含む)
処理区域面積 (ha)		: A	2,793
行政区域内人口 (人)		: B	91,130
処理区域内人口 (人)		: C	70,627
水洗化人口 (人)		: D	61,815
普及率 (%)		: C/B	77.5
水洗化率	処理区域内 (%)	: D/C	87.5
	行政区域内 (%)	: D/B	67.8

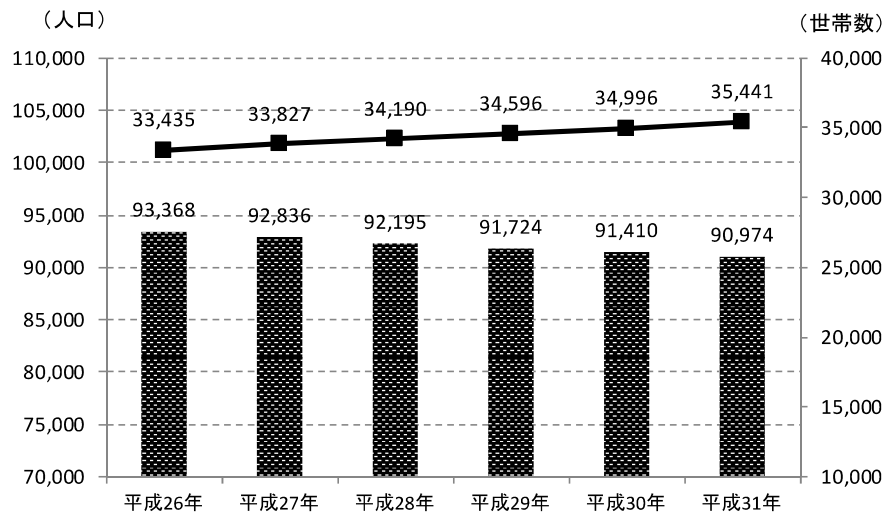
(資料：滋賀県下水道普及状況調査平成30年3月31日現在)

※特定環境保全公共下水道：市街化区域外に設置される公共下水道

第5章 収集人口

5.1 人口・世帯の実績

平成26年～平成31年までの収集人口及び世帯数の推移を図2-5-1に示します。収集人口は、平成26年の93,368人から年々減少し、平成31年に90,974人となっています。世帯数(外国人世帯を含む)は、平成26年から増加傾向にあり、平成31年には35,441世帯となっています。



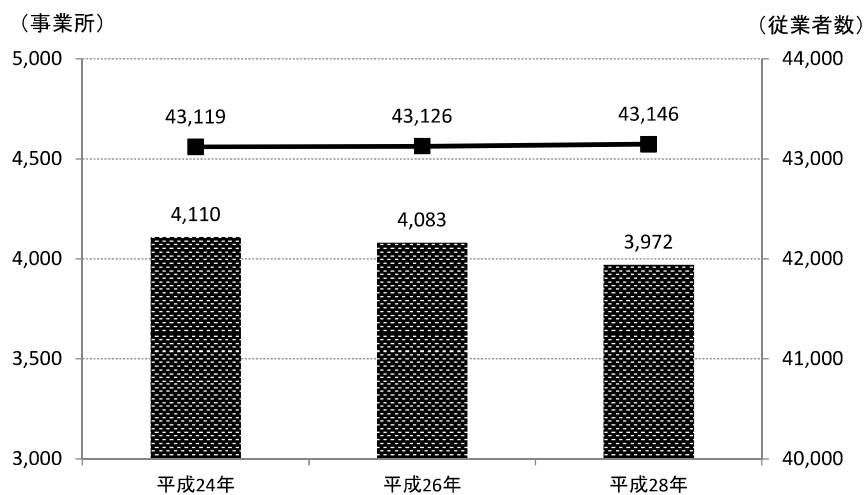
(資料:住民基本台帳 各年1月1日現在 外国人登録者含む)

図 2-5-1 人口・世帯の推移

5.2 事業所数の実績

平成24年度から平成28年度の事業所数の実績を図2-5-2に示します。

事業所数は、平成24年度に4,110事業所でしたが、平成28年度に3,972事業所となり、138事業所減少しています。



(資料:経済センサスデータ)

図 2-5-2 事業所数の推移

5.3 将来人口

将来の行政区域内人口予測を図 2-5-3 に示します。

この推計は、本市の総合計画数値「甲賀流まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 2 月）」の将来推計人口をベースに、平成 31 年の実績人口で補正して算出しており、本計画独自のものとなります。

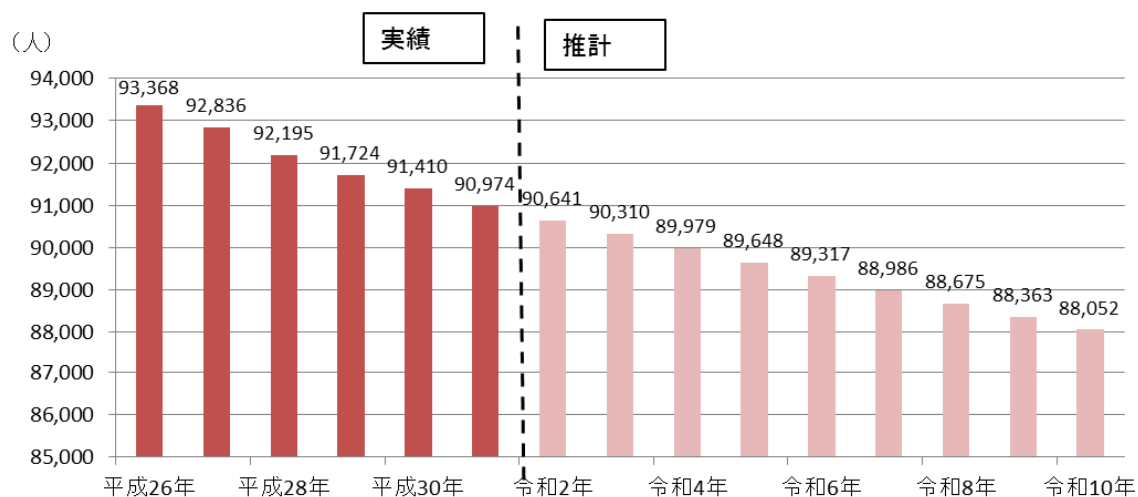


図 2-5-3 将来人口

※本市では、人口減少対策として、定住促進や移住促進、さらには企業誘致等の継続的かつ効果的な様々な施策を展開しますが、その効果が表れるまでの当面の期間は、人口の減少が予想されます。

第3編 ごみ処理基本計画

計画素案

第 1 章 ごみを取り巻く社会情勢

1. 1 関係法令

(1) 関係法令の概要

平成 13 年 1 月「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

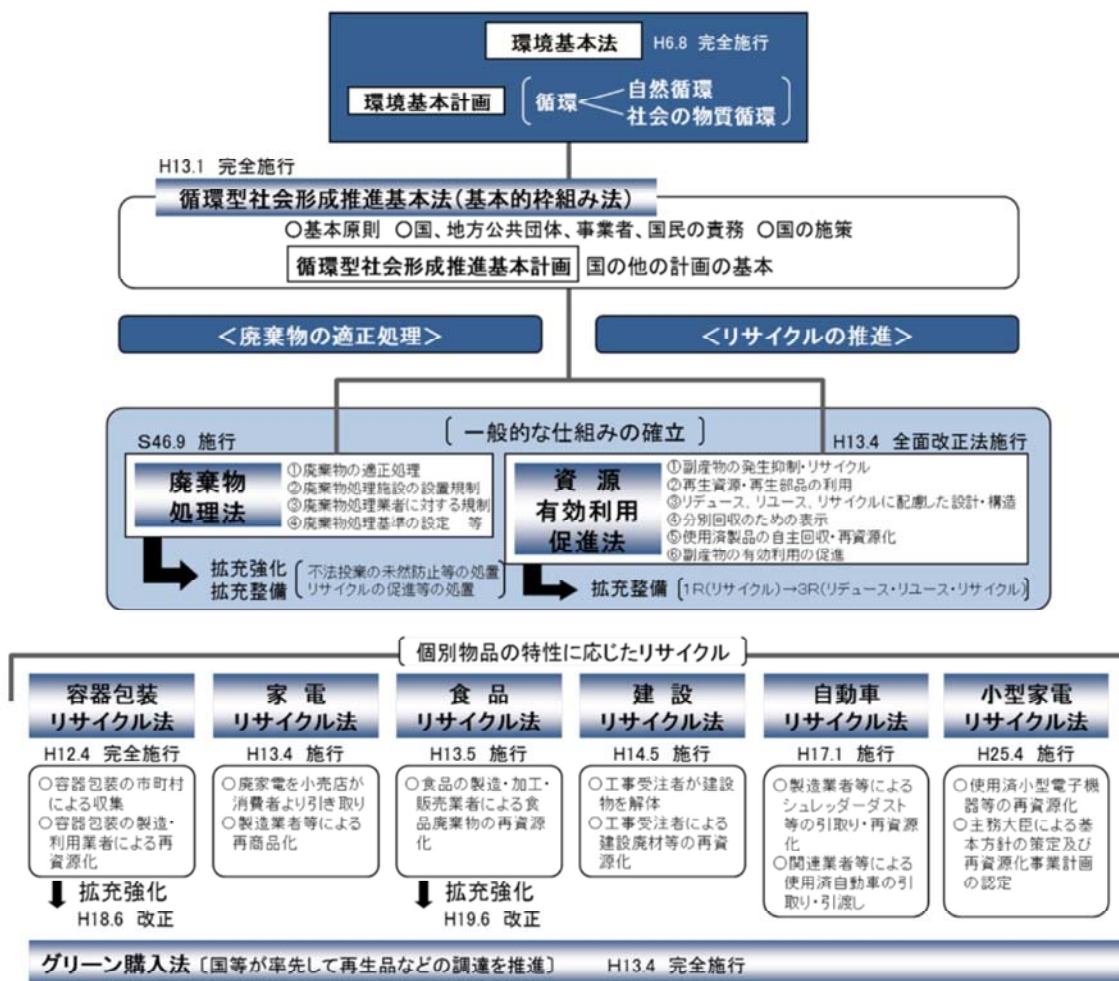
関連法の概要等を表 3-1-1 に示します。

表 3-1-1 廃棄物関連法の概要

年 月	関連法	概要（循環型社会への取組）
平成 6 年 8 月	環境基本法完全施行 (環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
平成 12 年 4 月	容器包装リサイクル法 完全施行	一般家庭から排出されるごみの容積比で 6 割、重量比で 2～3 割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
平成 13 年 1 月	循環型社会形成推進基本法施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法完全 施行（家電品）	平成 13 年 4 月以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完 全施行（各種製品、パソ コン等）	10 業種・69 品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約 5 割をカバー）を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を求めている、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成 13 年 4 月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施 行（自治体の調達品）	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
平成 13 年 5 月	食品リサイクル法完全 施行（食品残さ）	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
平成 14 年 5 月	建設リサイクル法完全 施行（建設廃棄物）	建築物を解体する際に廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
平成 17 年 1 月	自動車リサイクル法完 全施行（自動車）	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金（フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル）を負担することが義務付けられています。
平成 25 年 4 月	使用済小型電子機器等 の再資源化の促進に関 する法律完全施行	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

(2) 関係法令の体系

関係法令の体系を図 3-1-1 に示します。



(出典：環境省資料)

図 3-1-1 循環型社会形成のための法体系図

(3) 国の方針、県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。表 3-1-2 に廃棄物処理、資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を示します。

表 3-1-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成 11 年 3 月	滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（滋賀県）
平成 13 年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成 14 年 3 月	滋賀県廃棄物処理計画策定（滋賀県）
平成 15 年 3 月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成 17 年 4 月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成 17 年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改正】（国）
平成 18 年 6 月	第 2 次滋賀県廃棄物処理計画策定（滋賀県）
平成 20 年 3 月	第 2 次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成 22 年 12 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改正】（国）
平成 23 年 8 月	第 3 次滋賀県廃棄物処理計画策定（滋賀県）
平成 25 年 5 月	第 3 次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成 28 年 1 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改正】（国）
平成 28 年 7 月	第 4 次滋賀県廃棄物処理計画（滋賀県）
平成 30 年 6 月	第 4 次循環型社会形成推進基本計画（国）

(4) 甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

本条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づき、市の区域内の廃棄物(し尿を除く。)に関し、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、平成 16 年 10 月に施行されました。

本計画の策定、変更は本条例に基づきます。

1.2 国、県の達成目標

(1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行う事を示しています。

国の数値目標を表3-1-3に示します。

表 3-1-3 国の数値目標

項 目	目 標
ごみ排出量	平成 24 年度に対し、平成 32 年度において約 12%削減
再生利用率	平成 24 年度の約 21%に対し、平成 32 年度において約 27%に増加
最終処分場	平成 24 年度に対し、平成 32 年度において約 14%削減

(2) 県の達成目標

滋賀県では、平成 28 年 7 月に「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、3 つの基本方針を柱として『循環型社会』の実現を目指しています。

基本方針

- ◇ より一層のごみ減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けた 2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進
- ◇ 県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進
- ◇ 多様な主体が廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」と捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を推進

同計画においても、国の減量目標と同様に一般廃棄物の減量化の目標量が定められており、これを遵守することが求められています。表 3-1-4 に減量目標を示します。

表 3-1-4 県の減量目標

目標項目	H25 実績	H26 実績	将来予測 (H32)	目標値 (H32)
1 人 1 日当たり ごみ排出量 *1	880g	851g	870g	820g (H26 比約 4%減)
1 人 1 日当たり 最終処分量 *2	96g	92g	95g	82g (H26 比約 11%減)
産業廃棄物の 最終処分場	7.9 万 t	8.6 万 t	8.5 万 t	7.4 万 t (H26 比約 14%減)

*1 1 人 1 日当たりごみ排出量＝総排出量÷人口÷年日数

(総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量)

*2 1 人 1 日当たり最終処分量＝最終処分量÷人口÷年日数

第2章 ごみ処理の状況

2.1 家庭系ごみの分別区分

家庭系ごみの分別区分を表 3-2-1 に示します。

表 3-2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分			ごみの種類
資源 ごみ	古紙類	新聞	新聞紙（折込、広告・チラシ含む）
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	識別マークが付いているもの
		その他紙	雑誌、包装紙、ボール紙製箱、封筒、コピー用紙、その他紙製容器包装の識別マークが付いているもの
	生ごみ		生ごみ
	廃プラスチック類		ボトル、袋、容器等その他プラスチック製容器包装の識別マークが付いているもの、日用品等
	ペットボトル		ペットボトルの識別マークが付いているもの
	発泡スチロール		発泡スチロール、トレー P Sの識別マークが付いているもの
	缶	空き缶	飲料用、缶詰用、菓子用、ミルク用、お茶用、のり用等
		スプレー缶	ヘアスプレー、防虫スプレー、カセットボンベ等
	びん	無色	酢、めんつゆなどのびん
		茶色	ドリンクびん
		その他の色	調味料のびん
	廃食油		天ぷら油、食用油
	家電4品目		エアコン、テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯・乾燥機
燃えるごみ			紙くず、汚れているプラスチック類、アルミホイル、衣類、かばん、くつ、ゴム製品、ラップ類等
燃えないごみ		埋立	化粧びん、陶磁器類、カミソリ、カッター刃、ガラス、釘、針、鏡
		金属	なべ、やかん、きり、包丁、針金製のハンガー、傘の骨組み等
		小型電気製品	電気シェーバー、電子体温計、アイロン、CD・DVD プレイヤー、電気コード等
		ライター	ライター
粗大ごみ		燃える	布団、じゅうたん、タンス等
		燃えない	ストーブ、スチール家具、電子レンジ等
有害	蛍光管・電球		電球、豆球、グロー球、蛍光管
	乾電池		乾電池、リチウム一次電池

2.2 家庭系ごみの排出方法

家庭系ごみの排出方法を表 3-2-2 に示します。

表 3-2-2 家庭系ごみの排出方法

分別区分			排出方法	排出容器
資源 ご み	古紙類	新聞	ひもで縛る。	—
		ダンボール	ひもで縛る。	—
		紙パック	水洗いし、切り開いて乾かす。 ひもで縛る。	—
		その他紙	ひもで縛る。	—
	生ごみ		生ごみと種堆肥をサンドイッチ 状にする。	集積所の専用回収容器
	廃プラスチック類		水洗いする。(汚れのあるもの)	プラスチック専用指定袋
	ペットボトル		水洗いする。 キャップ、ラベルをはずす。	集積所の網袋
	発泡スチロール		水洗いする。(食品トレー)	集積所の網袋
	缶	空き缶	水洗いする。	集積所のコンテナ
		スプレー缶	できるだけ使い切る。	集積所のコンテナ
	びん	無色	水洗いする。	集積所のコンテナ
		茶色		
		その他の色		
	廃食油		—	無色透明のペットボトル
	家電4品目		①販売店に引き取りを依頼する。 ②指定引取場所に自ら持ち込む。 ③市に収集を依頼する。 ※②の場合は、事前に家電リサイクル券を、③の場合は、事前 に家電リサイクル券及び収集運搬券を購入する。	
燃えるごみ			—	燃えるごみ指定袋
燃えないごみ	埋立	—	集積所のコンテナ	
	金属	—	集積所のコンテナ	
	小型電気製品	電球、電池、燃料は抜く	集積所のコンテナ	
	ライター	—	集積所のコンテナ	
粗大ごみ	燃える	①甲賀広域行政組合衛生センターに直接搬入する。 ②市に戸別収集を依頼する。 ※②の場合は、事前に粗大ごみ処理券を購入する。		
	燃えない	①不燃物処理場に直接搬入する。 ②市に戸別収集を依頼する。 ③エコステーションに直接搬入する。 ※①、②、③共に事前に粗大ごみ処理券を購入する。		
有 害	蛍光管・電球		—	集積所のコンテナ
	乾電池		—	集積所のコンテナ

2.3 ごみ排出量

(1) ごみ排出量の実績

ア. ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は平成 24 年度の 29,401t から 754t 減少し、平成 30 年度には 28,647t (約 3%減) となっています。家庭系ごみは、平成 24 年度の 19,229t から 102t 減少し、平成 30 年度には 19,127t (約 0.5%減) となっています。事業系ごみは、平成 24 年度の 10,172t から 652t 減少し、平成 30 年度には 9,520t (約 6%減) となっています。

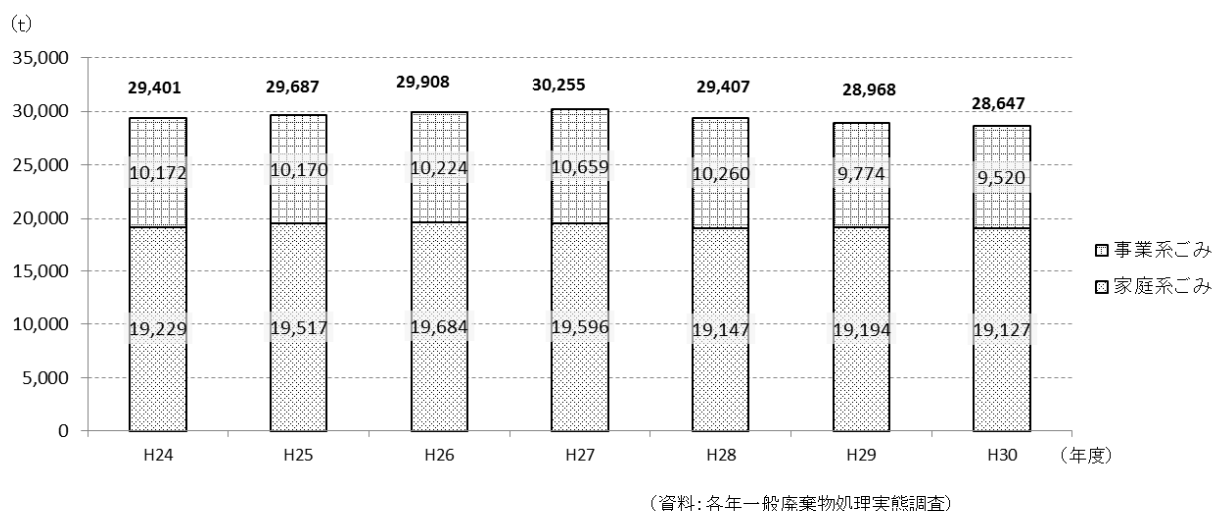


図 3-2-1 ごみ排出量の推移

イ. ごみ排出量の推計値との比較

ごみ排出量の実績値は、平成 27 年度まで増加傾向を示していましたが、その後減少傾向を示しています。平成 30 年度の実績値は推計値に比べ 433t 上回っています。

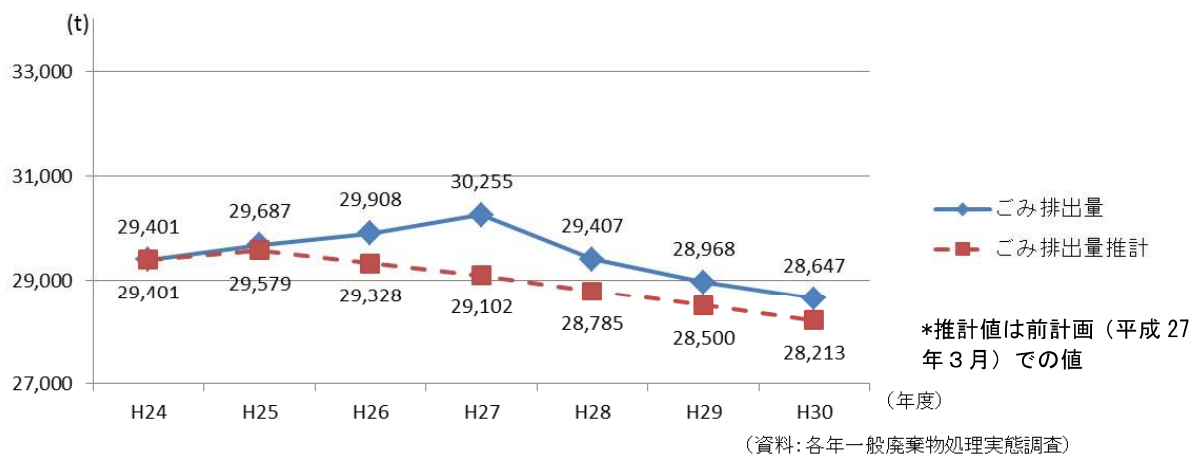


図 3-2-2 ごみ排出量の実績値と推計値との比較

ウ 家庭ごみ排出量の推計値との比較

家庭ごみ排出量の実績値は、平成 26 年度までは増加傾向を示していましたが、それ以降は減少傾向となっています。平成 30 年度の実績値は推計値に比べ 615t 上回っています。

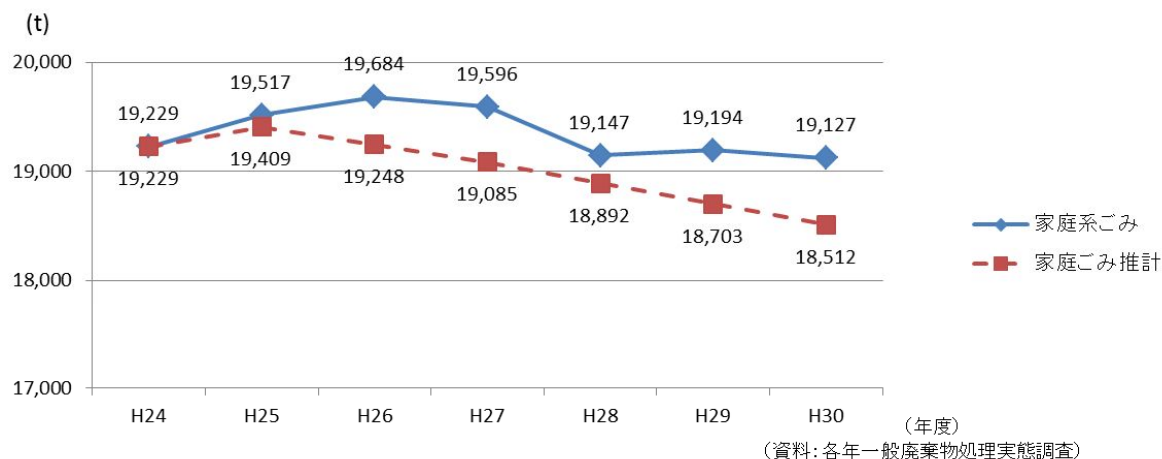


図 3-2-3 家庭ごみ排出量の実績値と推計値との比較

エ 家庭系ごみと事業系ごみの構成比

平成 24 年度～平成 30 年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比を図 3-2-4 に示します。

事業系ごみの構成比は、33～35%程度となっています。

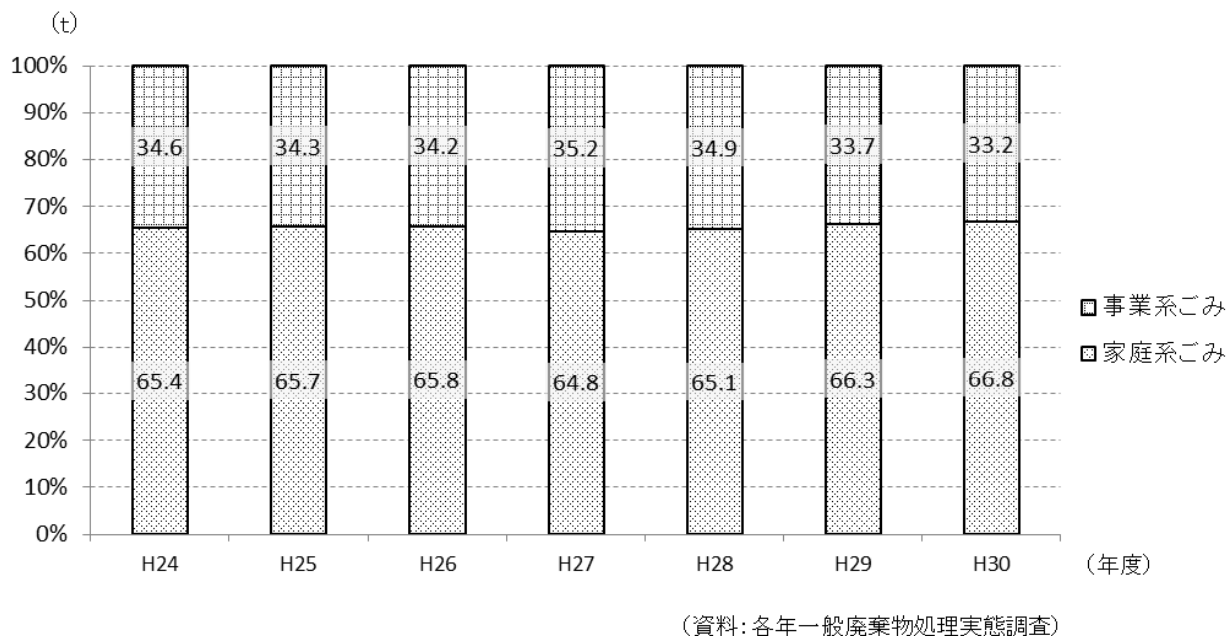


図 3-2-4 家庭系ごみと事業系ごみの構成比

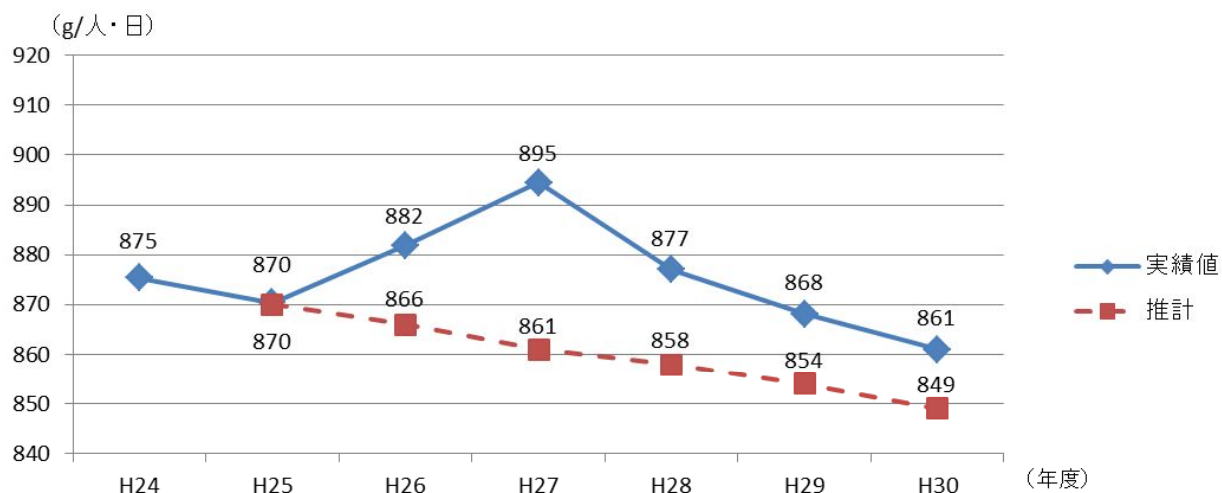
オ. 1人1日平均ごみ排出量の実績値と推計値との比較

1人1日平均ごみ排出量（以下、「原単位※」とします。）は、861g/人/日～895g/人/日で推移しています。

本市の平成30年度の1人1日平均ごみ排出量の実績値は861g/人/日で、推計値の849g/人/日より12g多い値となっています。

図3-2-5に、原単位の推移を示します。

【※原単位＝ごみの排出量÷行政区域内人口割÷365日÷1,000,000】



（資料：各年一般廃棄物処理実態調査）

図3-2-5 1人1日平均ごみ排出量の実績値と推計値との比較

カ. 事業ごみ排出量推計値との比較

事業ごみ排出量の実績値は平成 27 年度には平成 26 年度に比べて 435 t 増加していますが、平成 30 年度には平成 27 年度に比べ 1,139 t 減少しており、同年度の推計値と比較して 181 t（約 2%）の減少となっています。

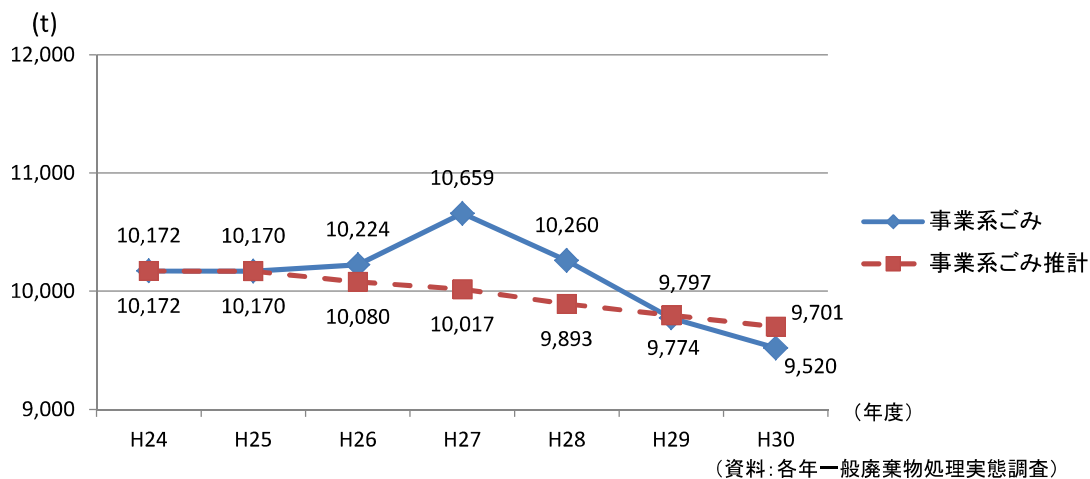


図 3-2-6 事業ごみ排出量の実績値と推計値との比較

(2) 種類別ごみ排出量の内訳

平成 30 年度の種類別ごみの排出量は、可燃ごみが最も多く 23,369 t（約 82%）、次いで資源ごみが 4,123 t（約 14%）、不燃ごみが 667 t（約 2%）、粗大ごみ・その他 488 t（約 2%）となっております。

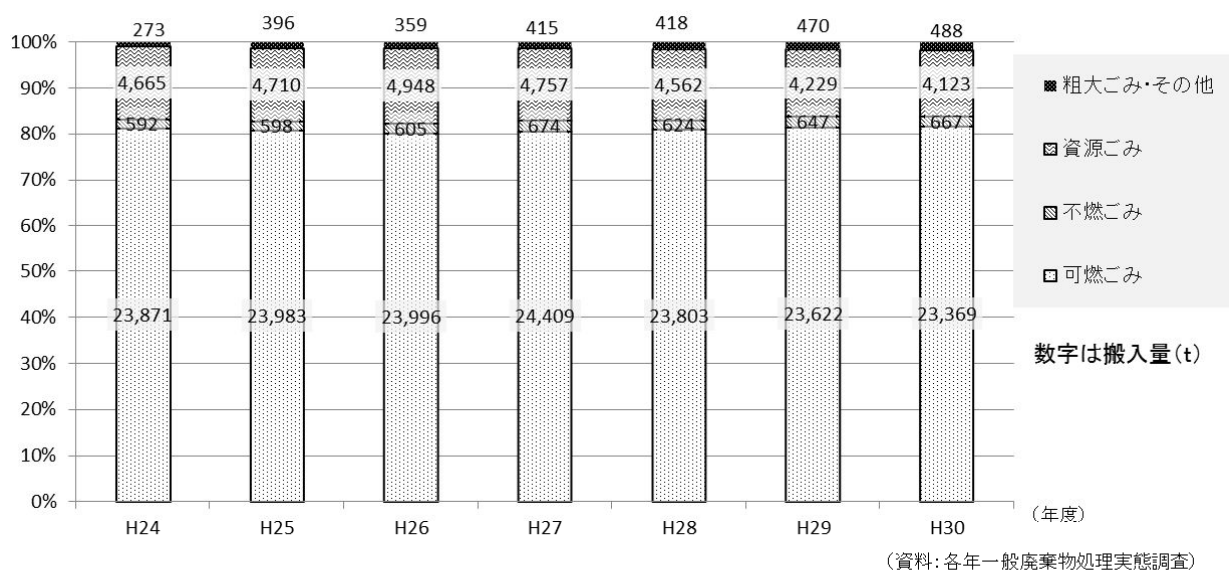


図 3-2-7 種類別ごみ排出量

2.4 資源化の実績

(1) 資源化量の実績

資源化量の内訳を表 3-2-3 に示します。資源化量は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて 442 t 増加し、平成 30 年度には平成 24 年度と比べ 534 t 減少しております。

表 3-2-3 資源化量の内訳

区分	年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
資源化量内訳	t/年	4,707	4,755	5,197	4,988	4,750	4,262	4,173
家庭系直接資源化量	t/年	2,064	2,055	2,154	2,053	1,947	1,808	1,748
紙類	t/年	1,477	1,473	1,597	1,496	1,390	1,278	1,245
紙類(下記以外)	t/年	1,147	1,121	1,167	1,096	1,000	887	848
紙パック	t/年	14	14	31	12	12	11	11
紙製容器包装	t/年	316	338	399	388	378	380	386
ガラス類(びん)	t/年	587	582	557	557	557	530	503
その他	t/年	0	0	0	0	0	0	0
家庭系中間処理後再生利用量	t/年	2,643	2,700	3,043	2,935	2,803	2,454	2,425
焼却施設	t/年	89	103	110	106	90	86	84
紙類	t/年	30	33	31	26	21	21	21
金属類	t/年	59	70	79	80	69	65	63
粗大ごみ処理施設	t/年	255	250	409	329	257	220	240
金属類	t/年	255	250	409	329	257	220	240
堆肥化施設	t/年	1,418	1,472	1,625	1,576	1,467	1,237	1,152
肥料	t/年	1,418	1,472	1,625	1,576	1,467	1,237	1,152
その他	t/年	0	0	0	0	0	0	0
燃料化施設	t/年	511	500	546	581	638	579	601
ペットボトル	t/年	2	1	1	1	1	1	1
固形燃料(廃プラ)	t/年	488	477	526	556	558	515	525
燃料(固形燃料を除く)	t/年	21	21	0	0	0	0	0
廃食用油(BDF)	t/年	0	0	16	20	21	22	19
その他	t/年	0	1	3	4	58	41	56
その他の資源化施設	t/年	370	375	353	343	351	332	348
金属類	t/年	174	159	161	153	157	154	143
ペットボトル	t/年	155	157	149	146	150	148	158
白色トレイ	t/年	16	13	15	16	15	15	15
プラスチック類	t/年	0	0	0	0	0	0	0
その他	t/年	25	46	28	28	29	15	32
家庭系ごみ排出量(実態調査データ)	t/年	19,229	19,517	19,684	19,596	19,147	19,194	19,127
リサイクル率(計画採用値)	%	24.5	24.4	26.4	25.5	24.8	22.2	21.8

(資料: 各年一般廃棄物処理実態調査)

年 100t 以上の資源化量を図 3-2-8 に示します。紙類や肥料の資源化実績が近年減少傾向となっています。

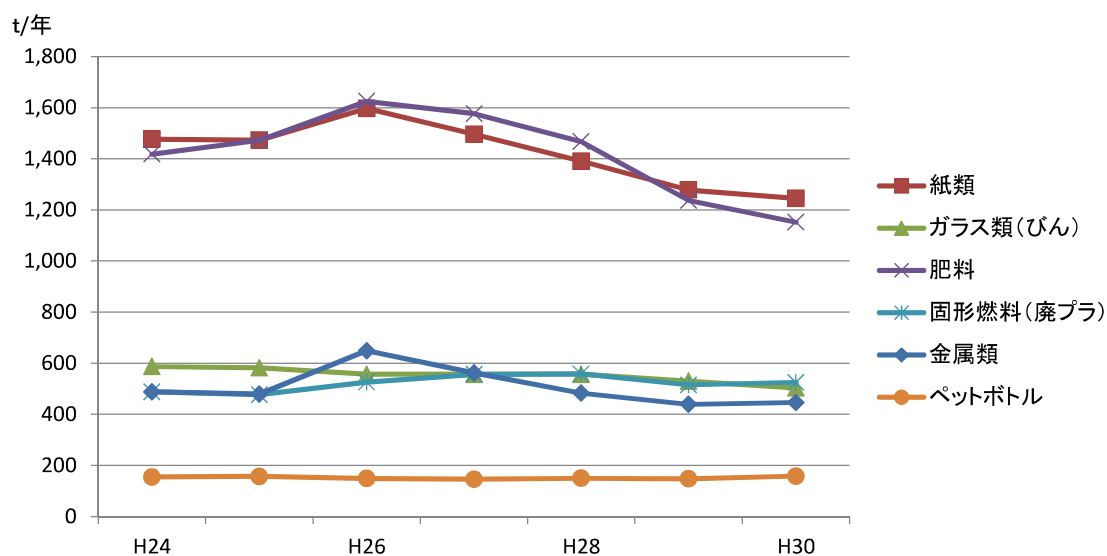
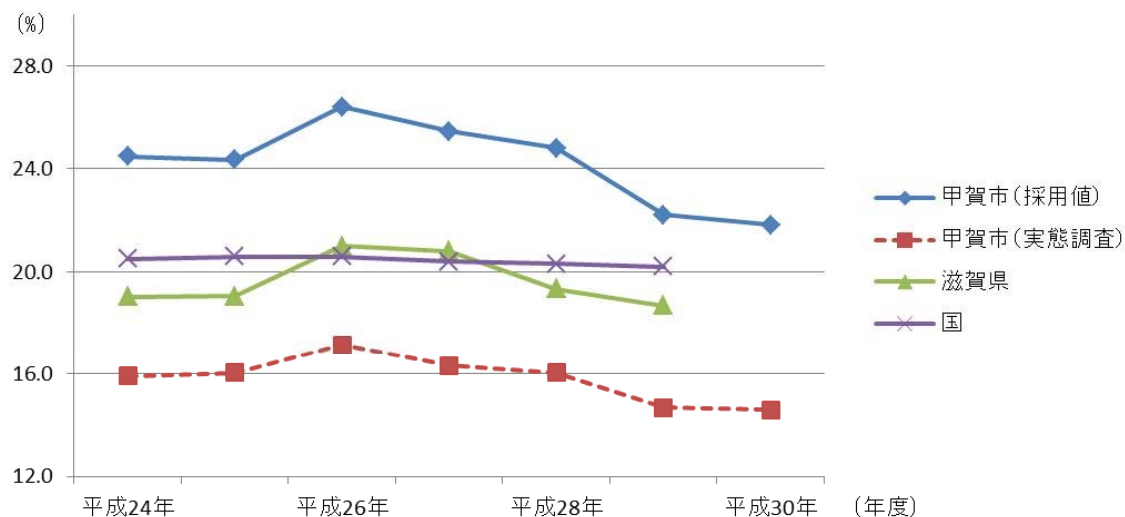


図 3-2-8 資源化量の実績（年 100 t 以上分）

（２）国及び県の平均値とのリサイクル率比較

リサイクル率の比較を図 3-2-9 に示します。実態調査におけるリサイクル率は国や県平均より下回っています。今回の計画採用値では、国や県平均値よりもリサイクル率が高くなっています。



（資料：各年一般廃棄物処理実態調査）

* 本計画のリサイクル率＝総資源化量（直接資源化量＋中間処理後再生利用量）÷家庭系ごみ量×100

* 国、県の平成30年度数値は令和2年4月に公表予定です。

図 3-2-9 国及び県平均値とのリサイクル率比較

2.5 ごみ質分析結果

本市の可燃ごみを処理している甲賀広域行政組合では、年4回可燃ごみのごみ質調査を行っています。分析データは本市だけでなく湖南市のごみも含まれています。

図3-2-10に可燃ごみの種類組成を示します。

ごみの種類組成（平成25年度～平成30年度までの平均値）は、紙・布類が約50.8%、合成樹脂類等が約21.8%、木・竹等の草木系廃棄物が約14.3%、厨芥類が約11.1%、不燃物類・その他が約2%を占めています。

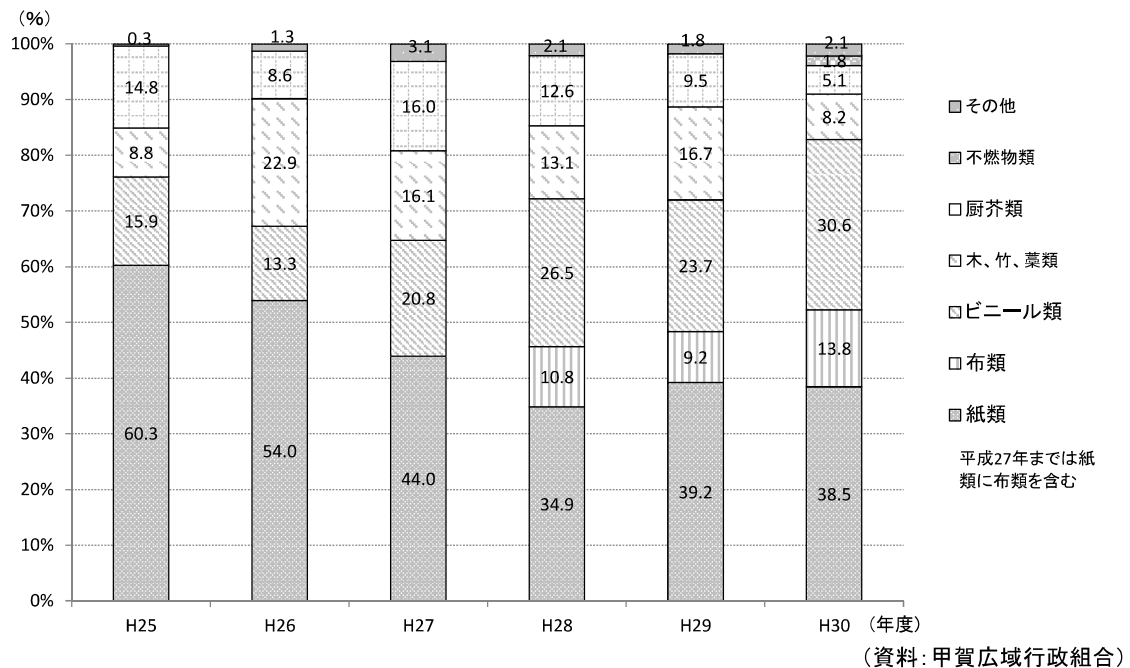


図3-2-10 可燃ごみの種類組成（乾燥重量比）

図3-2-11に可燃ごみの三成分値※を示します。

三成分値（平成20年度～平成25年度までの平均値）は、水分が約51%、灰分が約6%、可燃分が約43%となっています。

【※三成分値：可燃ごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの】

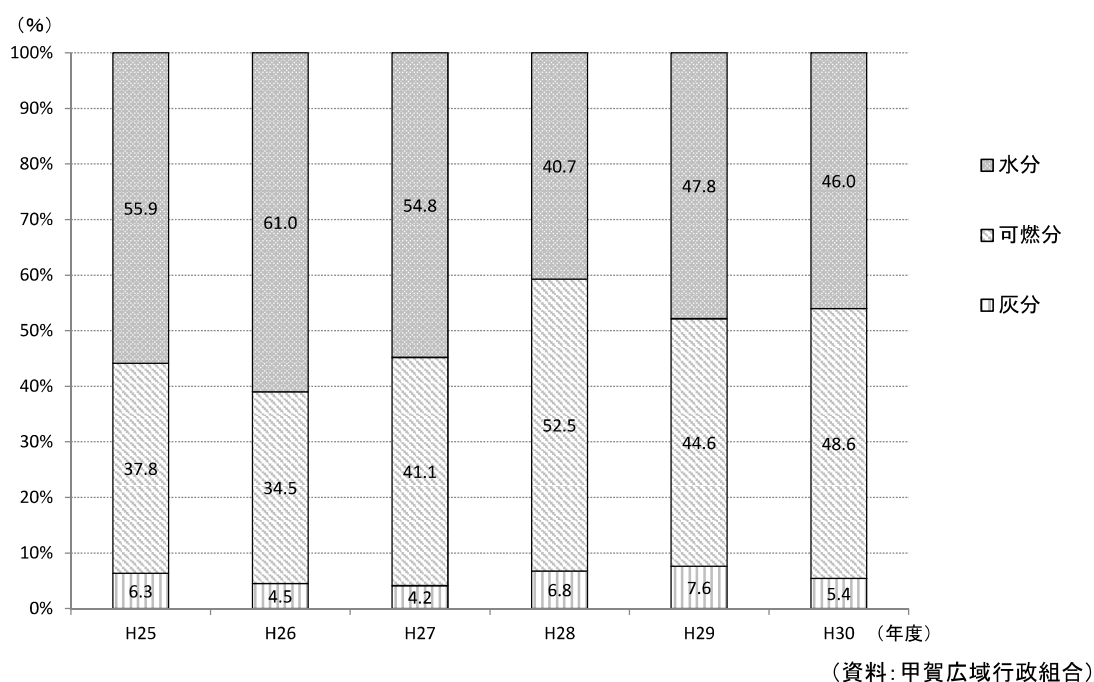


図 3-2-11 可燃ごみの三成分値 (重量比)

図 3-2-12 に可燃ごみの低位発熱量*及び単位体積重量*を示します。低位発熱量が近年高くなる傾向を示しています。これは、発熱量の高いビニール類の混入が増えていることが考えられます。

【※低位発熱量：燃えるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの】

【※単位体積重量：燃えるごみを一定の容器が一杯になるまで入れ、その際の重量を容器の容積で除した値を示すもの】

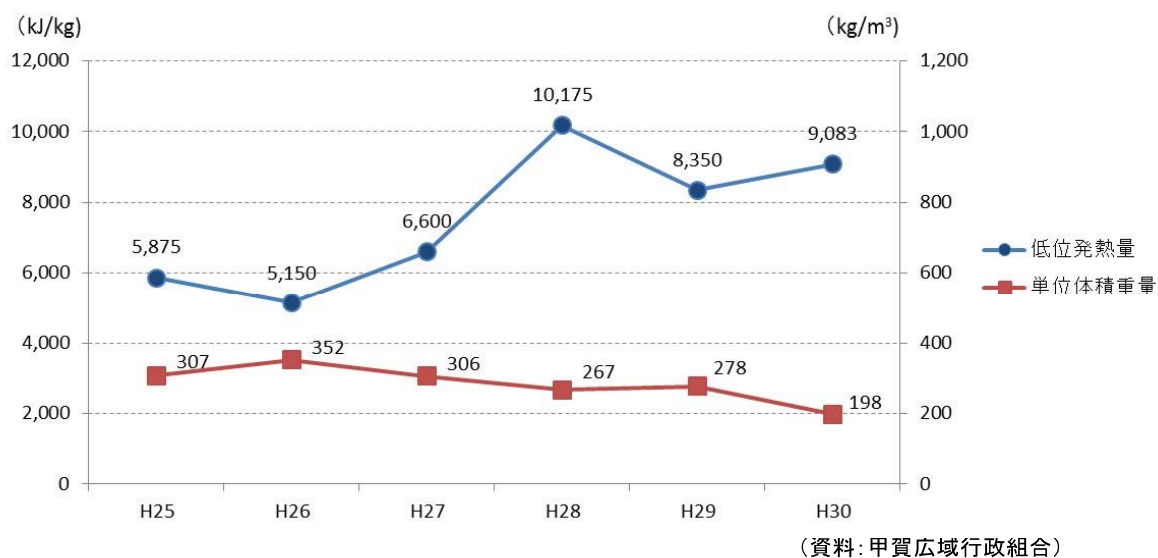


図 3-2-12 可燃ごみの低位発熱量及び単位体積重量

2.6 収集・運搬の概要

(1) 収集・運搬の状況

ごみの収集・運搬の状況を表 3-2-4 に示します。

収集・運搬区域は、市全域です。収集・運搬は、民間委託により行っています。

表 3-2-4 収集・運搬の状況

分別区分			収集方式	収集回数
資源 ごみ	古紙類	新聞	集積所方式	月 1 回
		ダンボール		
		紙パック		
		その他紙		
	生ごみ			週 2 回
	廃プラスチック類			週 1 回
	ペットボトル			月 1 回
	発泡スチロール			
	缶	空き缶		
		スプレー缶		
	びん	無色		
		茶色		
		その他の色		
廃食油				
家電 4 品目		戸別収集方式	随時	
燃えるごみ			集積所方式	週 2 回
燃えないごみ	埋立	月 1 回		
	金属			
	小型電気製品			
	ライター			
粗大ごみ	燃える	戸別収集方式	随時	
	燃えない			
有害	蛍光管・電球		集積所方式	月 1 回
	乾電池			

(2) 収集・運搬車両

収集・運搬車両の状況を表 3-2-5 に示します。

直営、委託、許可の合計の収集車両台数は 268 台、総積載量は 914t となっています。

表 3-2-5 収集・運搬車両

区分 項目	直営	委託	許可	合計
収集車台数(台)	0	81	187	268
積載量(t)	0	211	703	914

(資料：一般廃棄物処理実態調査平成 29 年度実績)

(3) 中継施設

各地域にある不燃物処理場では、資源ごみ、燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、有害ごみの受け入れを行っています。

(4) 収集・運搬量

ごみの収集・運搬量を表 3-2-6 に示します。

表 3-2-6 収集・運搬量

区分		年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
		単位							
ごみ排出量		t/年	29,401	29,687	29,908	30,255	29,407	28,968	28,647
収集	可燃ごみ	t/年	12,639	12,103	12,153	12,070	11,967	12,026	11,943
	不燃ごみ	t/年	592	598	605	674	624	647	667
	資源ごみ	t/年	4,665	4,710	4,948	4,757	4,562	4,229	4,123
	その他	t/年	22	22	29	28	29	17	4
	粗大ごみ	t/年	251	374	330	387	389	453	484
	小計	t/年	18,169	17,807	18,065	17,916	17,571	17,372	17,221
許可	可燃ごみ(事業系)	t/年	8,012	7,937	8,003	8,384	8,101	7,552	7,442
搬入	可燃ごみ	t/年	3,220	3,943	3,840	3,955	3,735	4,044	3,984
	家庭系	t/年	1,060	1,710	1,619	1,680	1,576	1,822	1,906
	事業系	t/年	2,160	2,233	2,221	2,275	2,159	2,222	2,078

2.7 中間処理の概要

(1) 中間処理の状況

中間処理の状況を表 3-2-7 に示します。

表 3-2-7 中間処理の状況

分別区分			中間処理等の状況
資源 ご み	古紙類	新聞	再生事業者に売却しています。
		ダンボール	
		紙パック	
		その他紙	
	生ごみ		民間事業者に委託し、種堆肥にリサイクルしています。
	廃プラスチック類		民間事業者に委託し、固形燃料にリサイクルしています。
	ペットボトル		圧縮・梱包処理等を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルしています。
	発泡スチロール		減容処理を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルしています。
	缶	空き缶	選別処理、圧縮処理等を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルしています。
		スプレー缶	
	びん	無色	再生事業者に売却しています。
		茶色	
		その他の色	
廃食油		民間事業者に委託し、バイオディーゼル燃料としてリサイクルしています。	
家電 4 品目		家電リサイクル法に基づきリサイクルしています。	
燃えるごみ			甲賀広域行政組合衛生センターで焼却処理しています。
燃えないごみ		埋立	民間事業者に委託し、破碎、選別処理を行っています。
		金属	
		小型電気製品	
		ライター	
粗大ごみ		燃える	甲賀広域行政組合衛生センターで破碎後、焼却処理しています。
		燃えない	民間事業者に委託し、破碎、選別処理を行っています。
有 害	蛍光管・電球		専門の処理業者に委託し、リサイクルしています。
	乾電池		専門の処理業者に委託し、リサイクルしています。

(2) 中間処理施設

本市の燃えるごみは甲賀広域行政組合の衛生センターごみ処理施設で処理を行っています。衛生センターごみ処理施設の概要を表 3-2-8 に示します。

表 3-2-8 衛生センターごみ処理施設（ごみ焼却施設）の概要

区 分	内 容
名称	衛生センター
所在地	水口町水口6677 番地
所管	甲賀広域行政組合
組合構成市	本市及び湖南市
処理能力	150t/16h（50t/16h×3 炉）
稼働開始	平成 7 年 4 月
処理方式	准連続式・流動床炉
敷地面積	69,000m ²
運転体制	事務職：4 名、運転管理要員：24 名（平成 26 年度）
稼働状況	年間362日稼働 年間稼働時間16,650h（平成30年度の実績） 24 時間（全連続）運転
処理率	約 84%
主要設備	受入供給設備 ：ピットアンドクレーン
	燃焼ガス冷却設備 ：水噴射式
	排ガス処理設備 ：塩化水素除去装置 ：バグフィルタ
	余熱利用設備 ：温水発生器
	通風設備 ：平衡通風方式
	灰出設備 ：灰固化設備、鉄分バンカ、不燃物バンカ、 固化物バンカ
	排水処理設備 ：ごみ汚水は炉内噴霧 プラント排水は循環利用

（資料：甲賀広域行政組合）

(3) 中間処理量

ア. 焼却処理量

焼却処理量は、平成 24 年度から平成 29 年度にかけてほぼ一定の数値を保っています。

図 3-2-13 に焼却処理量の推移を示します。

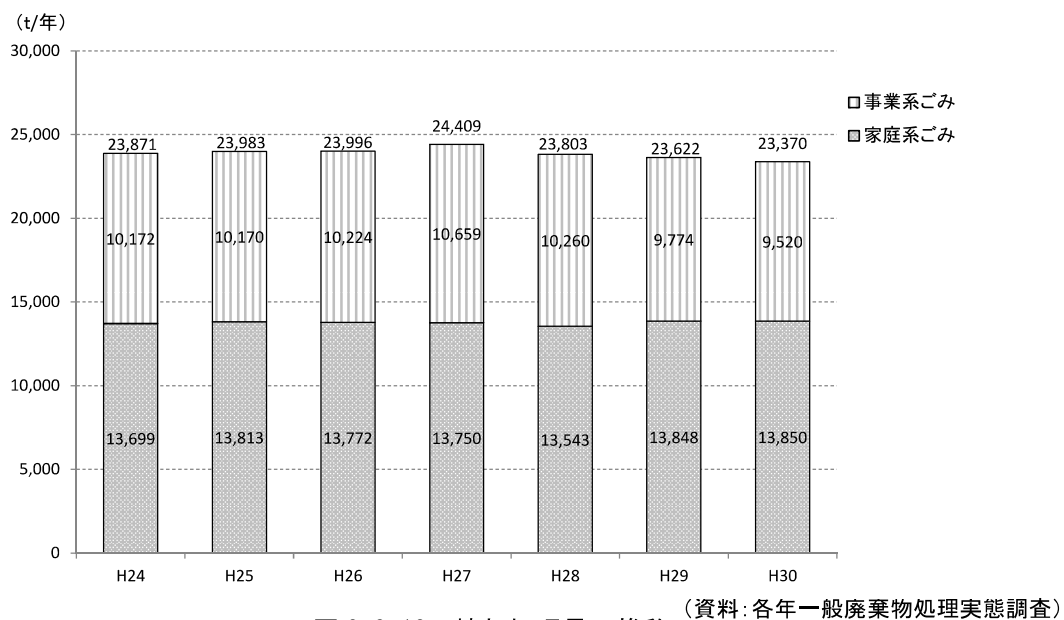


図 3-2-13 焼却処理量の推移

イ. 粗大ごみ処理施設等での処理量

粗大ごみ処理施設、資源化施設、堆肥化施設及び燃料化施設での処理量は、平成 24 年度から平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、以降の平成 29 年度に掛けて減少傾向にあります。ピーク時の平成 26 年度に対する平成 29 年度の処理量は、粗大ごみ処理施設において約 23%減、資源化施設において約 4%減、堆肥化施設において約 20%減、燃料化施設において約 4%増となっています。

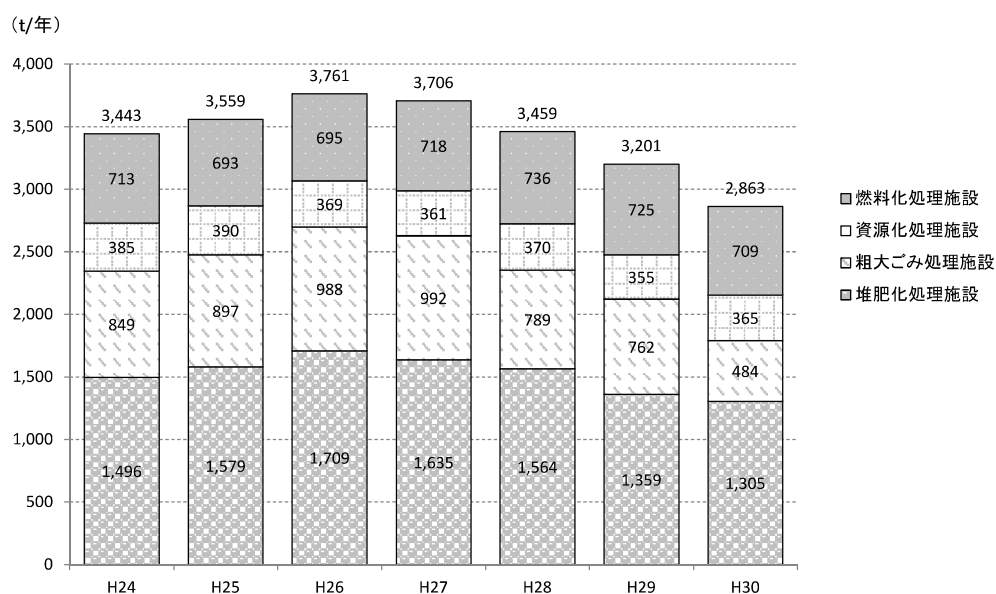


図 3-2-14 粗大ごみ処理施設等での処理量の推移

2.8 最終処分の概要

(1) 最終処分の状況

焼却残渣、不燃残渣を大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分を行っています。

なお、信楽地域で発生する不燃残渣に関しては信楽不燃物処理場で埋立処分を行っています。

(2) 最終処分場の概要

ア 本市最終処分場

本市の最終処分場の概要を表 3-2-9 に示します。

表 3-2-9 最終処分場の概要

区 分	内 容
名称	信楽不燃物処理場
所在地	信楽町長野1423-8
所管	甲賀市
面積・容量	14,300m ² 、38,500 m ³ 、残余容量 6,374 m ³ (H29.3 末現在)
稼動開始	昭和 61 年
処分対象物	燃えないごみ、処理残渣
遮水工	底部及び鉛直
浸出水の処理	生物処理

イ. 広域最終処分場

残渣類の最終処分を委託している大阪湾広域臨海環境整備センターの概要を表 3-2-10 に示します。

表 3-2-10 最終処分場の概要

区 分	内 容			
名称	大阪湾広域臨海環境整備センター			
広域処理対象区域	近畿2府4県 175 市町村			
設立	昭和 57 年 3 月			
設立趣旨	1.大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。 2.港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること。 3.新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与すること。			
最終処分場の規模	施設名	面積	計画容量	埋立進捗率※
	尼崎沖埋立処分場	113ha	15,780 千 m ³	99.6%
	泉大津沖埋立処分場	203ha	30,800 千 m ³	98.6%
	神戸沖埋立処分場	88ha	15,000 千 m ³	73.2%
	大阪沖埋立処分場	95ha	13,980 千 m ³	29.2%

(資料：大阪湾広域臨海環境整備センター概要)

※埋立進捗率は、平成 29 年 3 月現在

(3) 最終処分量

平成 24 年度から平成 30 年度の最終処分量は、3,203t～3,629t の間で推移しています。表 3-2-11 に最終処分量の推移を示します。

表 3-2-11 最終処分量の推移

区 分	年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	単 位							
最終処分量	t/年	3,203	3,416	3,380	3,629	3,213	3,204	3,202

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査)

2.9 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3-2-15 に示します。

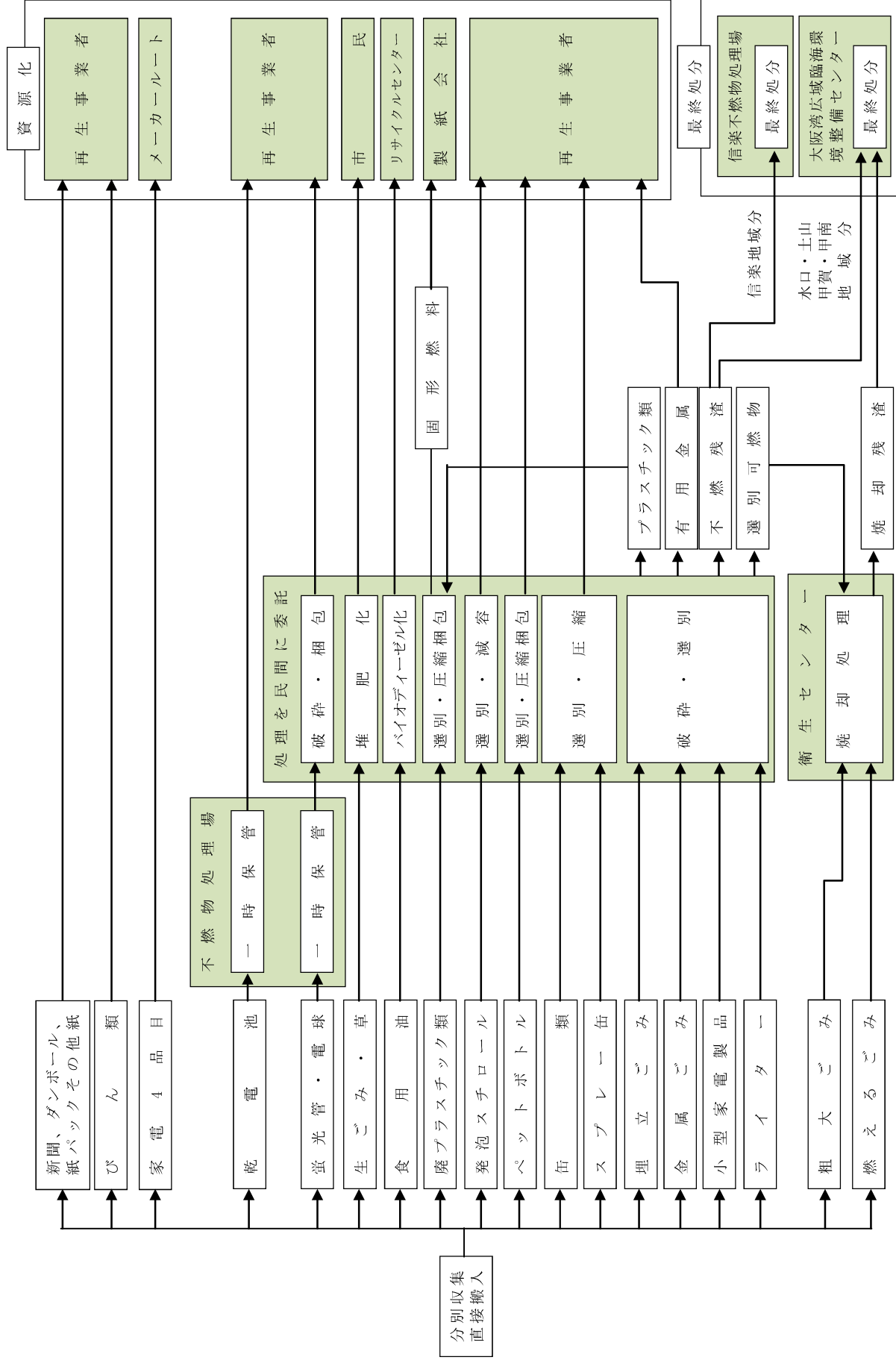


図 3-2-15 ごみの処理フロー

2.10 広報・啓発の状況

(1) 広報・啓発活動

ごみカレンダー（ごみの分け方、出し方）、甲賀市ごみ事典、広報誌等の配布、ホームページへの掲載を行い、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。



また、ごみカレンダーとごみ事典は、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語に翻訳し、市内在住の外国人の方へ配布しています。

(2) 教育の充実

市内の小・中学校における学校教育の場、並びに社会教育の場において、発生抑制・資源化に対する意識を育てることを目的として学習会、見学会等を実施するとともに副読本、小冊子、ビデオ等を活用して、ごみに対する教育の充実を図っています。

2.11 有料化の状況

有料化の現在の概要を表 3-2-12 に示します。

表 3-2-12 ごみ有料化の現在の概要

区 分		内 容
家庭系	家庭系ごみ	燃えるごみ指定袋（大） 10枚入1組 250 円
		燃えるごみ指定袋（小） 10枚入1組 180 円
		プラスチック専用指定袋（大） 10枚入1組 250 円
		プラスチック専用指定袋（小） 10枚入1組 180 円
	粗大ごみの戸別収集	300 円/ 1 点
事業系	家電 4 品目	運搬費：3,000 円～5,000 円
	直接搬入 （衛生センター）	50円/10kg 市の指定袋に入れて搬入された場合は徴収しない。
	事業系ごみ	燃えるごみ指定袋 10 枚入 1 組 1,100 円
	直接搬入 （衛生センター）	220円/10kg 市の指定袋に入れて搬入された場合は徴収しない。

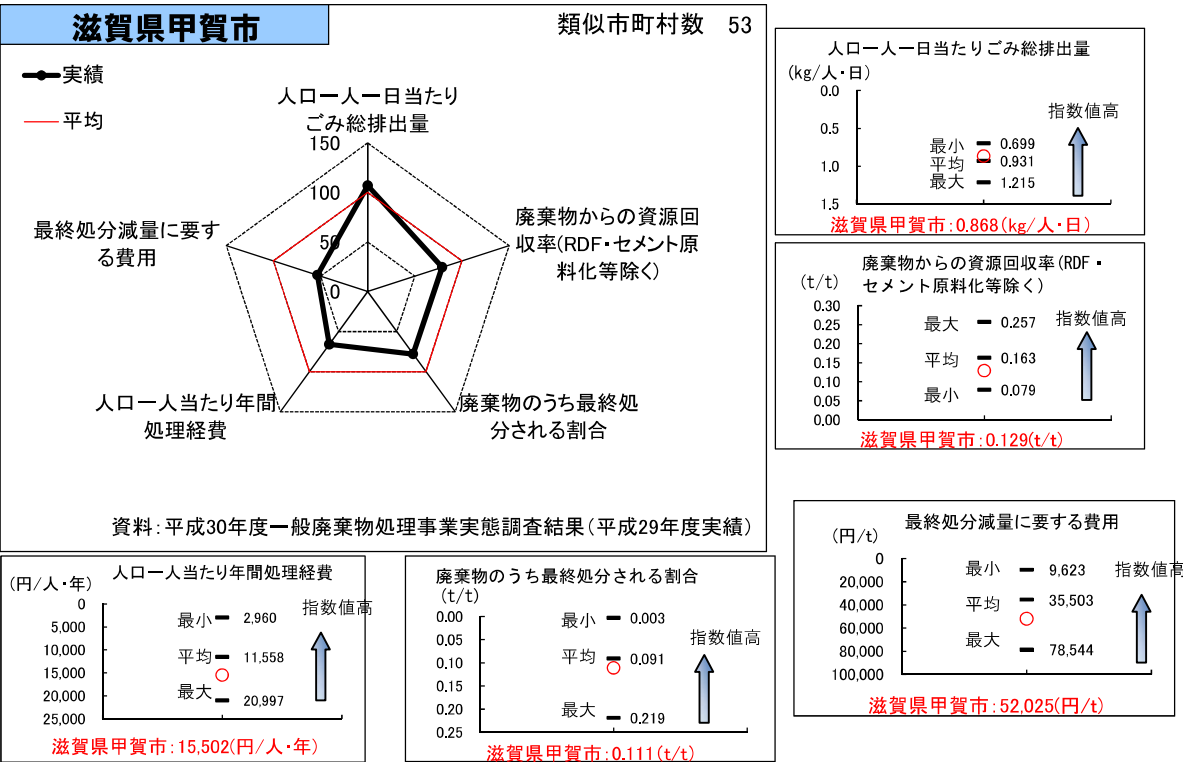
2.1.2 類似自治体等との比較検討

(1) 類似自治体及び近隣自治体との比較

ごみ処理状況についての類似自治体との比較分析を図 3-2-16 及び表 3-2-13 に、近隣自治体との比較分析を図 3-2-17 及び表 3-2-14 に示します。本データは環境省平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査（平成 29 年度実績）に基づきます。

【類似自治体：財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの】

【近隣自治体：本市と隣接する団体（12 団体）】



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.931	0.163	0.091	11,558	35,503
最大	1.215	0.257	0.219	20,997	78,544
最小	0.699	0.079	0.003	2,960	9,623
標準偏差	0.132	0.048	0.050	3,147	11,662
当該市町村実績	0.868	0.129	0.111	15,502	52,025
指数値	106.8	79.1	78.0	65.9	53.5

図 3-2-16 類似自治体との比較

表 3-2-13 類似自治体との比較（平成 29 年度実績）

都道府県	自治体名	計画収集人口 (人)	1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメン ト原料化を除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口1人あたり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
山形県	米沢市	81,125	0.899	0.118	0.125	8,671	29,576
福島県	南相馬市	61,670	1.172	0.132	0.109	8,225	19,816
茨城県	鹿嶋市	67,802	0.982	0.103	0.012	15,995	44,869
	つくばみらい市	51,503	0.699	0.174	0.036	6,132	22,473
群馬県	館林市	76,738	0.966	0.205	0.003	11,702	29,060
	藤岡市	66,312	1.158	0.121	0.048	11,358	26,243
	安中市	59,055	0.966	0.113	0.130	9,197	26,481
	みどり市	51,310	0.956	0.081	0.118	2,960	9,623
埼玉県	秩父市	63,822	1.015	0.212	0.027	8,769	20,859
	羽生市	55,389	0.967	0.240	0.035	13,706	38,540
	八潮市	88,639	0.982	0.154	0.051	10,381	27,671
新潟県	三条市	99,390	1.166	0.161	0.059	10,614	25,280
	柏崎市	85,480	0.919	0.196	0.097	9,862	29,217
	燕市	80,716	1.105	0.148	0.189	12,986	36,754
石川県	加賀市	68,087	1.089	0.115	0.100	15,236	41,509
	能美市	50,104	0.907	0.088	0.219	7,857	27,319
福井県	鯖江市	69,253	1.096	0.229	0.093	11,366	29,822
	越前市	83,184	0.908	0.226	0.094	9,993	31,923
	坂井市	92,506	0.903	0.148	0.135	8,826	27,876
長野県	岡谷市	50,469	0.708	0.176	0.086	6,368	25,415
	諏訪市	50,097	0.911	0.176	0.089	9,394	29,592
岐阜県	関市	87,685	0.936	0.139	0.025	11,947	34,489
	羽島市	67,092	0.779	0.187	0.039	11,049	40,186
	美濃加茂市	56,183	0.831	0.194	0.018	10,512	34,614
	土岐市	56,938	1.063	0.113	0.208	7,075	19,585
	可児市	99,282	0.770	0.146	0.084	11,174	42,706
静岡県	袋井市	87,739	0.863	0.179	0.083	10,079	32,585
	裾野市	52,570	0.797	0.087	0.101	12,590	43,902
愛知県	碧南市	72,396	1.039	0.181	0.104	13,613	36,674
	蒲郡市	80,622	1.179	0.175	0.102	13,185	31,898
	大山市	74,495	0.849	0.205	0.113	11,066	37,742
	常滑市	58,887	1.215	0.183	0.136	13,601	32,675
	大府市	91,760	0.851	0.249	0.101	8,015	23,057
	知多市	85,759	0.753	0.137	0.143	20,997	78,544
	知立市	71,654	0.881	0.154	0.082	15,070	47,610
	豊明市	68,816	0.803	0.241	0.100	8,498	25,982
	みよし市	60,955	0.966	0.210	0.101	15,226	45,205
	あま市	88,761	0.710	0.079	0.079	11,348	45,611
三重県	名張市	79,317	0.734	0.090	0.064	14,349	55,127
滋賀県	近江八幡市	82,183	0.917	0.123	0.136	10,162	33,187
	守山市	82,497	0.786	0.257	0.123	13,257	48,967
	栗東市	68,701	0.759	0.244	0.034	13,424	47,819
	甲賀市	91,415	0.868	0.129	0.111	15,502	52,025
	野洲市	51,123	0.815	0.141	0.158	15,971	59,897
	湖南市	54,964	0.821	0.129	0.093	12,434	43,513
兵庫県	高砂市	92,166	0.845	0.198	0.050	11,805	37,968
	たつの市	77,703	0.959	0.205	0.021	14,646	41,472
岡山県	玉野市	60,644	1.064	0.144	0.203	13,975	42,200
	総社市	68,537	0.990	0.123	0.110	10,552	32,550
山口県	下松市	57,215	1.025	0.213	0.082	15,720	39,828
	光市	51,906	0.918	0.232	0.059	16,159	44,637
	山陽小野田市	63,664	0.997	0.131	0.013	11,267	30,077
愛媛県	四国中央市	88,826	1.090	0.127	0.078	8,692	19,426
平均		71,417	0.931	0.163	0.091	11,558	35,503
最大		99,390	1.215	0.257	0.219	20,997	78,544
最小		50,097	0.699	0.079	0.003	2,960	9,623

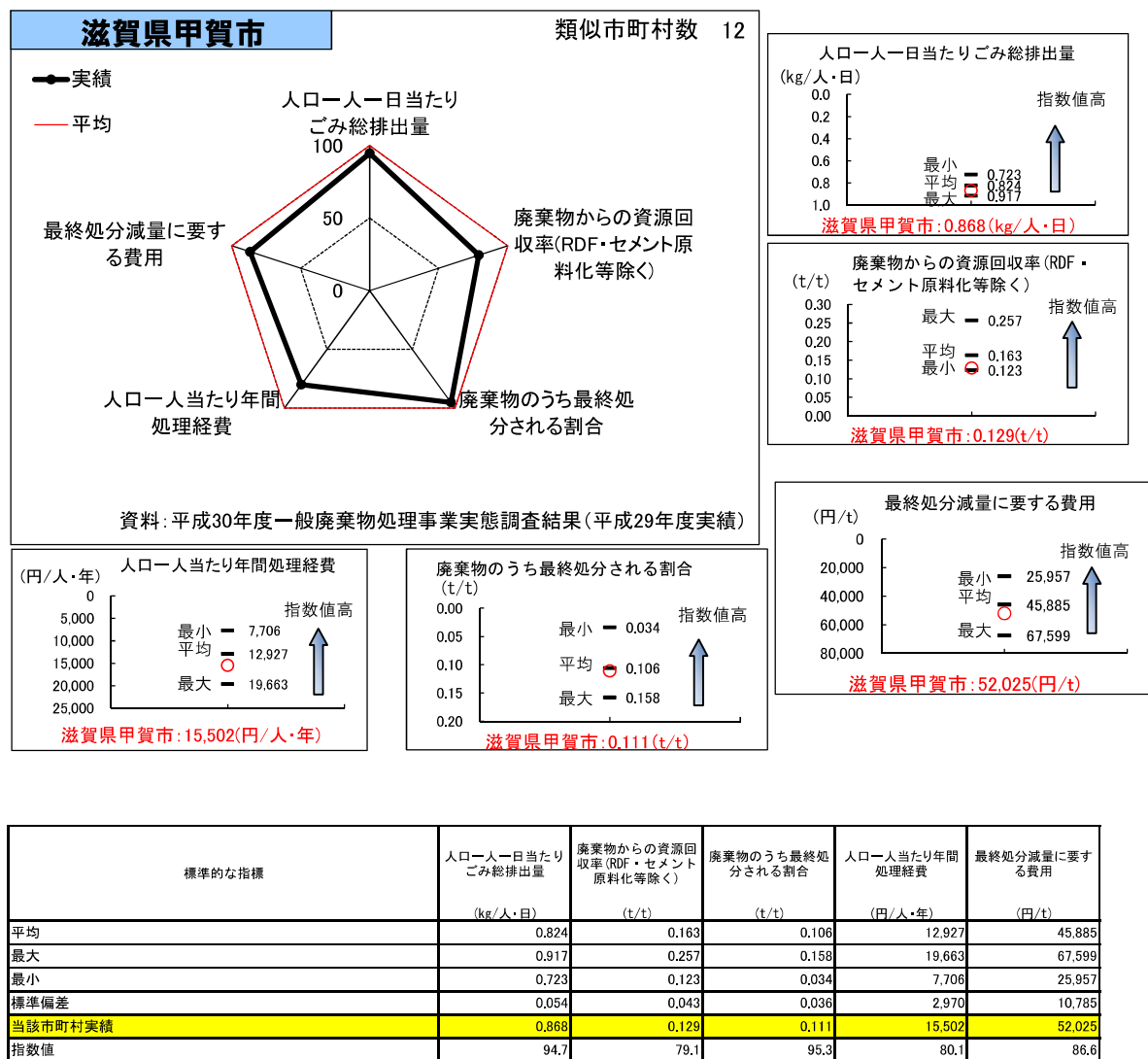


図 3-2-17 近隣自治体との比較

表 3-2-14 近隣自治体との比較（平成 29 年度実績）

都道府県	自治体名	計画収集人口 (人)	1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化を除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口1人あたり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
滋賀県	彦根市	112,688	0.880	0.166	0.106	13,097	42,926
	長浜市	119,424	0.785	0.138	0.124	10,711	40,961
	近江八幡市	82,183	0.917	0.123	0.136	10,162	33,187
	草津市	132,588	0.853	0.174	0.096	7,706	25,957
	守山市	82,497	0.786	0.257	0.123	13,257	48,967
	栗東市	68,701	0.759	0.244	0.034	13,424	47,819
	甲賀市	91,415	0.868	0.129	0.111	15,502	52,025
	野洲市	51,123	0.815	0.141	0.158	15,971	59,897
	湖南市	54,964	0.821	0.129	0.093	12,434	43,513
	高島市	49,838	0.876	0.123	0.136	19,663	67,599
	東近江市	114,862	0.801	0.155	0.037	11,059	37,877
	米原市	39,586	0.723	0.177	0.115	12,139	49,886
平均		83,322	0.824	0.163	0.106	12,927	45,885
最大		132,588	0.917	0.257	0.158	19,663	67,599
最小		39,586	0.723	0.123	0.034	7,706	25,957

(2) 比較による主な相違点

ア 1人1日平均ごみ排出量（原単位）

本市の原単位は、868g/人/日（住民基本台帳ベース）となっており、国平均 920g/人/日、類似団体平均 931g/人/日を下回っていますが、県平均 830g/人/日、近隣自治体平均 824g/人/日を上回っています。

また、県が平成 32 年度目標値としている 820g/人/日を上回っています。

表 3-2-15 原単位の比較

目標項目	甲賀市	県平均	国平均	類似団体平均	近隣自治体平均
1人1日当たりごみ排出量 ^{*1}	868g	830g	920g	931g	824g

^{*1} 1人1日当たりごみ排出量＝総排出量÷人口÷年日数

（総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）

（資料：一般廃棄物処理実態調査 平成 29 年度実績）

イ 廃棄物からの資源回収量

本市の資源回収率の実績：20.6%、類似団体平均：16.3%、近隣自治体平均 16.3%

*本市のリサイクル率は、今回の計画作成にあたり事業系の資源化量、処理量を収集し、再計算した値

ロ 廃棄物のうち最終処分される割合

本市の廃棄物のうち最終処分される割合は 11.1%で、類似団体平均 9.1%、近隣自治体平均 10.6%を上回っています。

エ 人口1人当たり年間処理経費

本市の人口1人当たり年間処理経費は 15,502（円/人・年）で、類似団体平均 11,558（円/人・年）、近隣自治体平均 12,927（円/人・年）を上回っています。

オ 最終処分量に要する費用

本市の最終処分量に要する費用は 52,025（円/t）で、類似団体平均 35,503（円/t）、近隣自治体平均 45,885（円/t）を上回っています。

2.1.3 課題の整理

課題 1 ごみの発生量を抑制する

平成 29 年度のごみ排出量原単位は 868g/人/日となっており、国平均 920g/人/日を下回っていますが、県が目標としている 820g/人/日を上回っています。さらにごみの発生を抑制していく必要があります。

課題 2 リサイクルを推進する

平成 29 年度の本市のリサイクル率は 19.7%となっており、県平均 18.7%は上回っていますが、国平均 20.2%は下回っています。

生ごみの堆肥化に関しては、平成 30 年 12 月末現在で 9,090 世帯の参加に止まっています。将来は、参加者数を増やすことにより、生ごみリサイクルを推進する必要があります。

生ごみを除く資源ごみの回収は、ほとんどが月 1 回の収集であること、各地域の回収拠点となっている不燃物処理場が排出の際の利便性に欠けること等が資源ごみの回収が進まない一つの要因として考えられるため、新たに民間委託によりエコステーションを開設し、市民の利便性の向上と資源化率の向上を図っています。

資源化を推進している自治体では、排出段階で可能な限り分別区分数を多くする、集積所方式での収集回収を多くする、回収拠点を設けるなどの工夫をしており、こうした取り組みの採用についても検討する必要があります。本市では概ね資源化可能な資源は分別していますが、布類の分別に関して検討の余地があります。

課題 3 事業系ごみ対策を強化する

本市のごみの特徴として、事業系ごみの割合は 33.7%で、県の平均値 27.1%、国の平均値 30.3%を上回っています（平成 29 年度実績値）。事業活動が活性化することは望ましいことですが、ごみをできるだけ発生抑制し、資源化を推進することが課題となっています。

事業系ごみの排出削減を目指すため、事業者への指導・啓発を行っていきます。

課題 4 収集・運搬を効率的・効果的に行う

ごみ排出量の約 80%を燃えるごみが占めており、この中には厨芥類、紙類、プラスチック類等、本市が資源として回収している品目が多く含まれていることがごみ質調査結果から明らかとなっています。

処分量を削減しリサイクル率の向上を図るために、排出段階における資源ごみの分別徹底を推進する必要があります。

収集・運搬経費削減の観点から、集積所数の見直しや収集方法の検討を行う必要があります。

課題 5 安全で安定した処理を行う

燃えるごみ、燃える粗大ごみについては焼却処理を行っていますが、安全かつ安定した処理を継続するために、ごみ排出量、ごみ質の管理を徹底する必要があります。また、燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、資源ごみに関しても処理の経済性・効率性を考慮し、民間事業者への処理委託を継続するとともに、処理体制の充実を図る必要があります。

課題 6 適正処分を継続する

本市は、残渣の埋立処分の大半を広域最終処分場で行っていることから、ごみの減量化、資源化を推進し、処分量を削減することにより、最終処分場を延命化する必要があります。また、関係市町村、団体と連携し継続的に最終処分場を確保する必要があります。

課題 7 ごみの持ち去り及び違法回収対策を強化する

平成 26 年 4 月 1 日から甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、ごみの持ち去りに対する罰則規定を設け一定の成果はありますが、ごみの持ち去りはなくなっていない。

また、ごみの持ち去り以外でも違法な不用品回収業者も存在するため、警察や市民と協力しながら、監視や取締りを強化する必要があります。

課題 8 プラスチックごみ問題の解決を図る

政府は、プラスチックごみを削減し、資源循環を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略を令和元年 5 月 31 日に公表しています。本市としては、プラスチックリサイクルの推進、レジ袋有料化推進、住民・観光客への啓発活動などの取組を行い、プラスチックごみ問題の解決を図っていきます。

第3章 基本方針

本市は、総合計画を基本として、市民一人ひとりが豊かさと安全・安心を実感でき、持続的な発展を遂げていくため、「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」をまちや人の姿とし、輝く未来を実現するために行動します。

環境保全、資源循環は、本市の根幹的な取組の一つであり、本計画を指針とした今後の取組が本市の将来像を現実のものとしします。

総合計画に基づき本計画の基本理念を次のとおりとします。

《本市の未来像》

あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち

《まちづくりの基本理念》

「自然が美しいまちなみが保全され、安全、安心な暮らしが守られているまち」

《本計画における基本理念》

- 天然資源の消費を減らし、環境負荷が少なく、資源が循環して活用されるまち
- ごみの排出者責任、自己管理責任が市民、事業者に根付いているまち
- ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政がパートナーシップで取り組むまち
- 地域の民間事業者が有するリサイクル技術・処理技術が活せるまち
- 多様な循環型社会基盤が整備され、市民がリサイクルに取り組みやすいまち
- 処理・処分体制が充実し、快適な生活環境が保全されているまち

3.1 取組の体系

取組の体系を図3-3-1に示します。

3.2 基本目標

これまでに見たように、本市のごみの量は、減少傾向にはありますが、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには、ごみの量をさらに削減し、貴重な資源を有効に活用して、できるだけ環境への負荷が少ない、環境にやさしい地域社会をつくる必要があります。

そのため、『自然環境と天然資源を大切にし、豊かな暮らしを将来につなぐ』をごみ処理基本計画の基本目標とします。

《基本目標》

自然環境と天然資源を大切にし、豊かな暮らしを将来につなぐ

本市が目指す循環型社会

本市は、鈴鹿山系を望む丘陵地に開けた豊かな自然を有しており、人びとにとってかけがえのないこの環境は、次世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産です。

しかしながら、今、私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄が産んだ、資源の枯渇、環境への負荷という問題を抱えています。

問題を解決するためには、一人ひとりが環境への関心を深め、自ら率先して行動していくことが求められています。

そのため、市民・事業者・行政が協働して、貴重な資源を有効活用、再利用するなど、ごみの減量化・資源化に努めなければなりません。

化石燃料・森林資源等の天然資源の消費を抑制し、徹底した資源の分別、資源化、再生品の利用を推進し、生ごみをはじめとしたバイオマスの有効利用を推進する等、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを目指します。

3.3 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針１：市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進				
対応する課題：	課題１	課題２	課題３	課題８
ごみの減量化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行い、市は市民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進していきます。				

方針２：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施				
対応する課題：	課題４	課題５	課題６	課題７ 課題８
効率的・効果的に資源を分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、収集体制の見直しや資源の分別回収品目の追加を行います。 また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。 さらに、ごみ処理広域化に伴い、可能な限り資源物の回収に努めるとともに、エネルギー活用も図れるよう計画的な施設の整備を進めます。				

3.4 基本目標達成のための役割

基本方針を進めるため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

資源循環型社会の推進のため、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められます。

市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、すぐにできること、簡単なことから実践していくことが重要です。

そうした積み重ねが、結果的に大幅なごみの減量化につながります。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法をPRしたり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要となります。

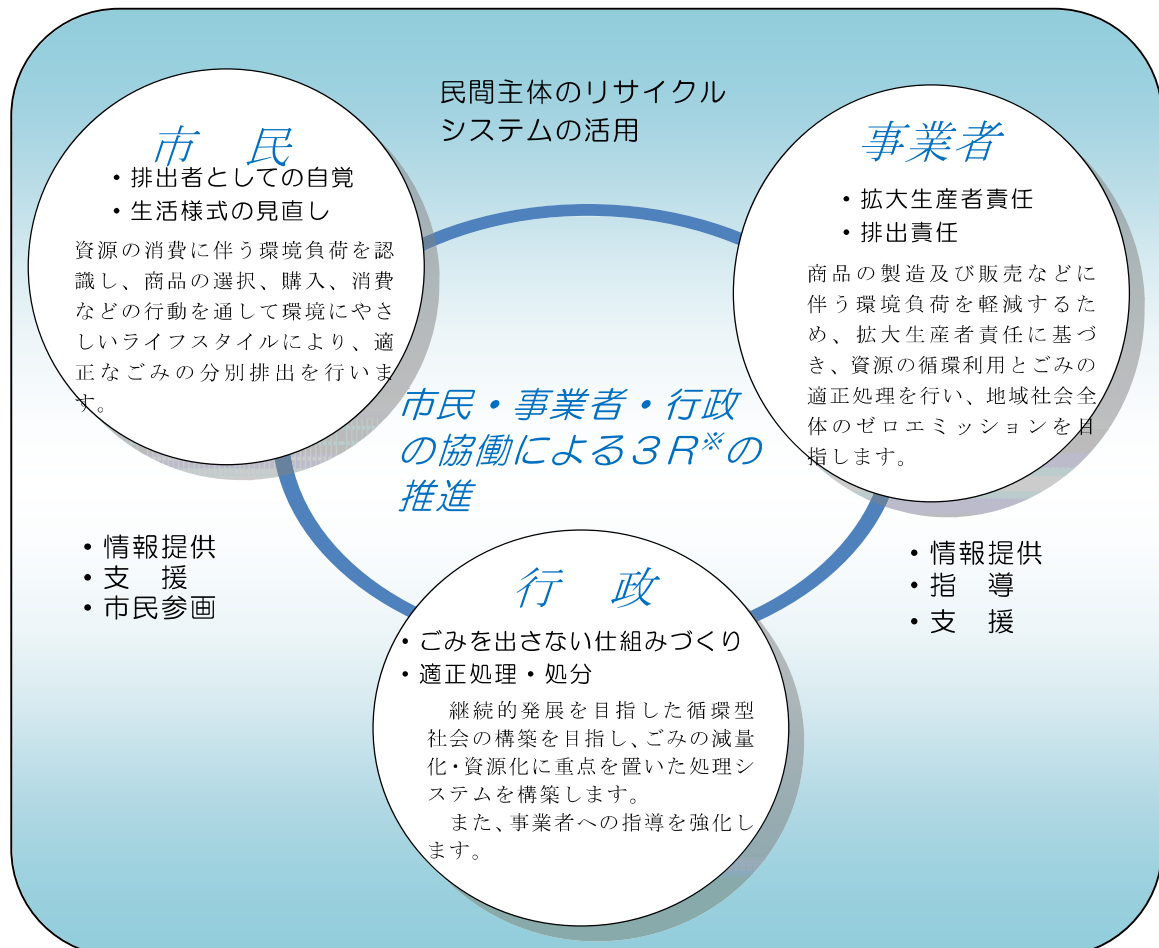
また、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められます。

行政の役割

市は、自ら率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努めなくてはなりません。

市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化します。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策を採り入れることが重要となります。



※3Rとは、Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもの

図 3-3-2 市民・事業者・行政の役割

3.5 達成目標の設定

(1) 減量化・資源化目標

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

ア. 減量化目標

《減量化目標》

原単位を令和10年度までに835g/人/日以下とすることを目指します。



具体的には

- 家庭系ごみの原単位を平成30年度の実績値に対して3%削減を目指します。
- 事業系ごみの原単位を平成30年度の実績値に対して3%削減を目指します。

イ. 資源化目標

《資源化目標》

リサイクル率を令和10年度に25%にすることを目指します。



具体的には

- 資源の分別を徹底します。
- 生ごみ堆肥化の参加世帯を増やし、資源化を推進します。
- 紙、プラスチック類、金属等の資源化を推進します。
- 中間処理（破碎・選別処理等）による資源化を促進します。

(2) ごみ排出量の見込み

図 3-3-2 に原単位の見込みを示します。

本計画では、ごみ発生抑制の取り組みを強化し、原単位を令和 10 年度までに 835g/人日以下とすることを目指し、家庭系ごみで 558g/人日（平成 30 年度比 3%減）、事業系ごみ 277g/人日（平成 30 年度比 3%減）を目標とします。

また、ごみ排出量は原単位及び人口の減少に伴い、令和 10 年度には 26,841 t/年、平成 30 年度に対し約 6%減少する見込みです。

図 3-3-3 にごみ排出量の見込みを示します。

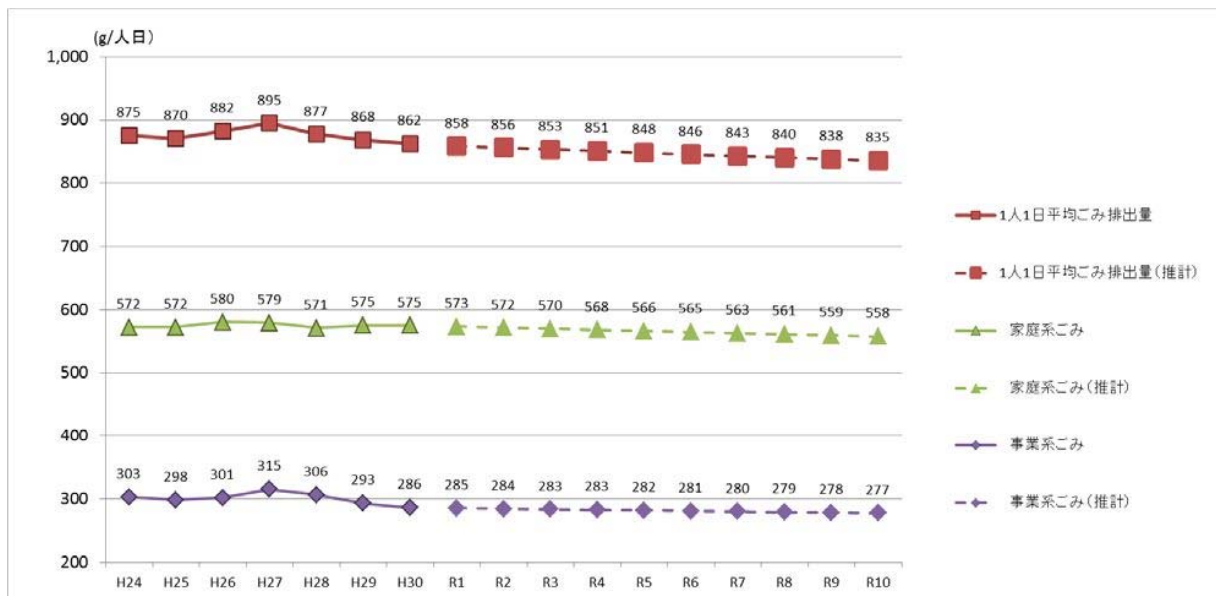


図 3-3-2 原単位の見込み

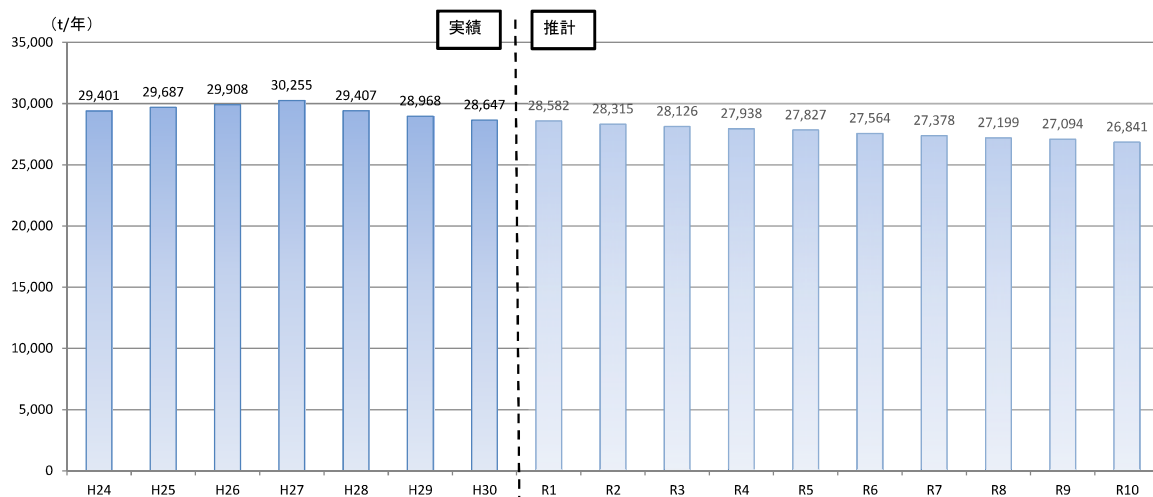


図 3-3-3 ごみ排出量の見込み

(3) 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の見込み

家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の見込みを図 3-3-4 に示します。平成 30 年度の実績に対する令和 10 年度の目標値は、家庭系ごみ量が約 6%減少し、事業系ごみ量が約 6%減少するものとして計画します。

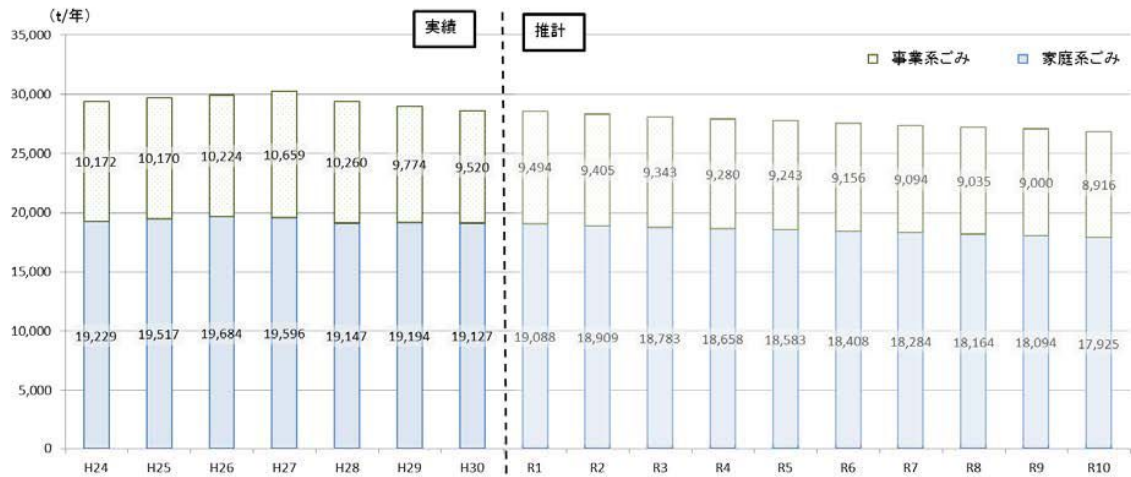


図 3-3-4 家庭系ごみ及び事業系ごみの見込み

(4) 資源化量の見込み

資源化量の見込みを図 3-3-5 に示します。資源ごみの分別収集に対する P R、意識啓発による分別の徹底及び処理体制の充実を図り、リサイクル率を 25%まで向上するものとして計画します。平成 30 年度の実績に対する令和 10 年度の資源化量は、約 4%増加するものとします。

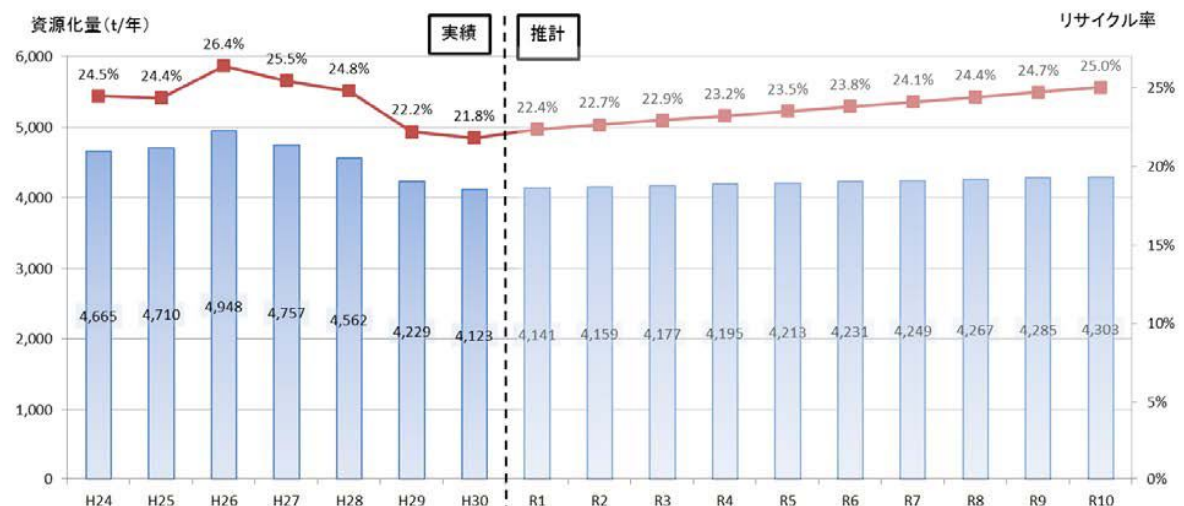


図 3-3-5 資源化量の見込み

(5) 中間処理量の見込み

ア. 可燃ごみ処理量

組合衛生センターでの焼却処理量は、平成 27 年度に 24,409t ですが、可燃ごみの削減と生ごみの堆肥化による可燃ごみ減少により、令和 10 年度には 21,650t となり約 7%減少する見込みです。図 3-3-6 に焼却処理量の見込みを示します。

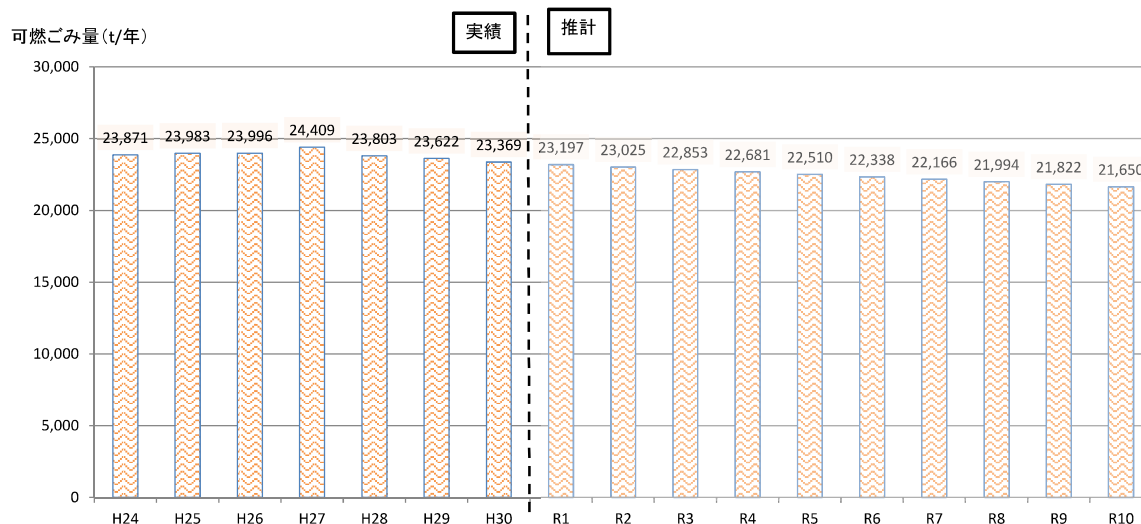


図 3-3-6 可燃ごみ処理量の見込み

イ. 不燃ごみ処理量

不燃ごみの委託処理量は、平成 30 年度に 667 t ですが令和 10 年度には 647 t となり、約 3%減少する見込みです。図 3-3-7 に不燃ごみ量の見込みを示します。

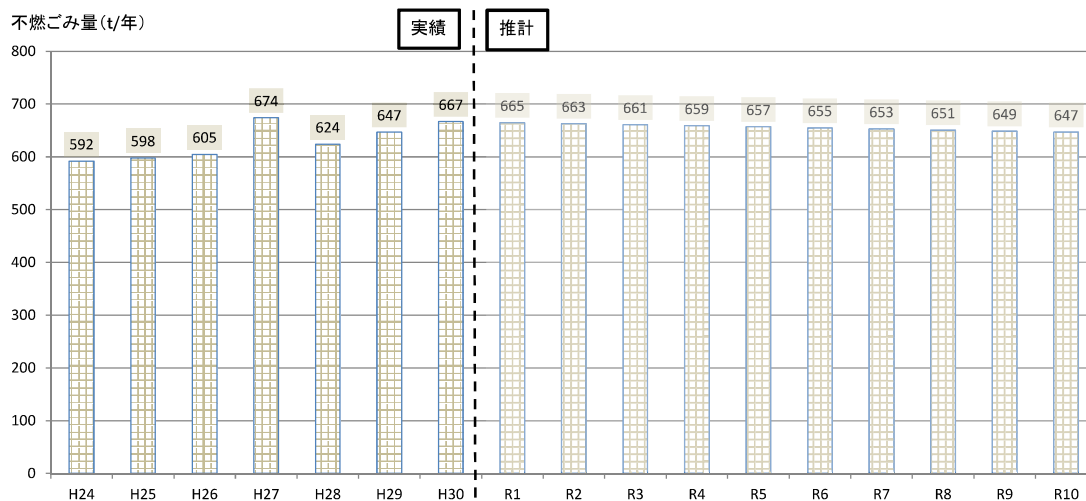


図 3-3-7 不燃ごみ処理量の見込み

ウ. 粗大ごみ処理量

粗大ごみの委託処理量は、平成 30 年度に 484 t でしたが、令和 10 年度には平成 24 年度の実績と同じ 251 t となる見込みです。図 3-3-8 に粗大ごみ量の見込みを示します。

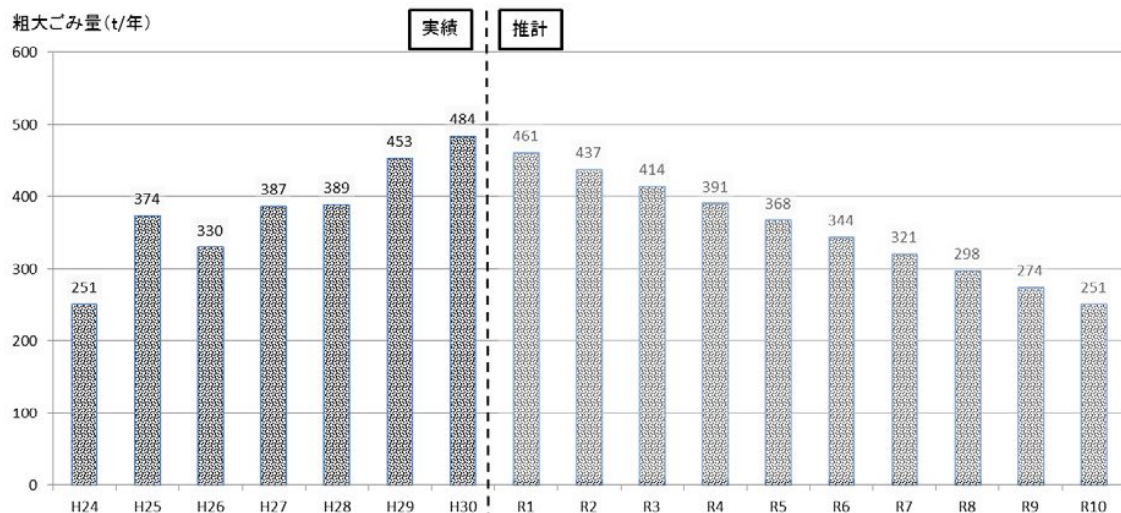


図 3-3-8 粗大ごみ処理量の見込み

エ. 資源ごみの処理量

資源ごみの処理量は、平成 30 年度に 4,173 t でしたが、資源化推進や生ごみの堆肥化を 180 t 増量することを目指し、令和 10 年度に 4,413 t となる見込みです。図 3-3-9 に資源ごみの処理量の見込みを示します。

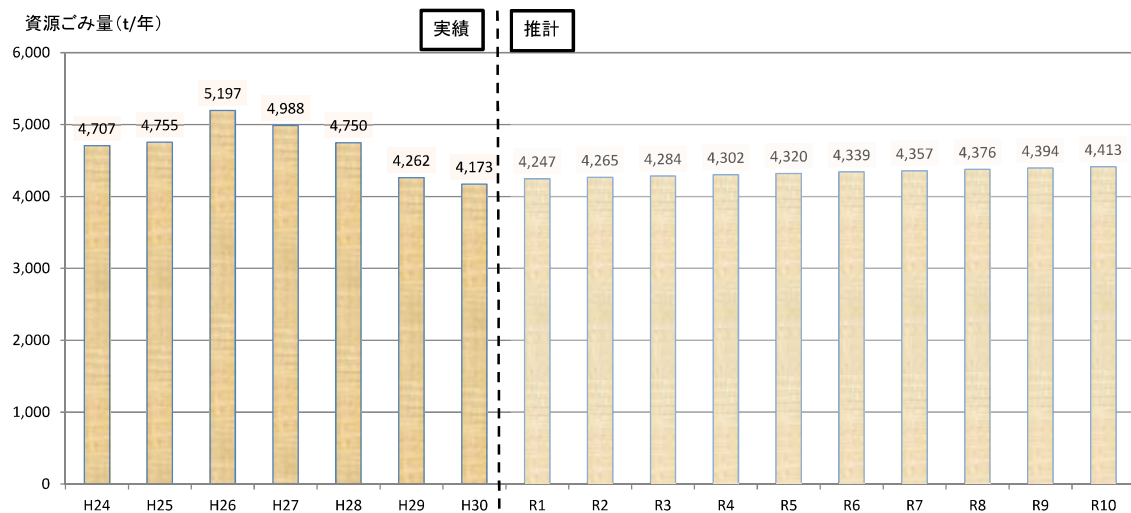


図 3-3-9 資源ごみの処理量の見込み

オ. 堆肥化による生ごみの処理量

堆肥化による生ごみの処理量は、平成 30 年度に 1,305 t ですが、生ごみ堆肥化循環システムの世帯普及率 3% 上昇を目指し、令和 10 年度に 180 t 増加の 1,485 t となる見込みです。図 3-3-10 に生ごみ処理量の見込みを示します。

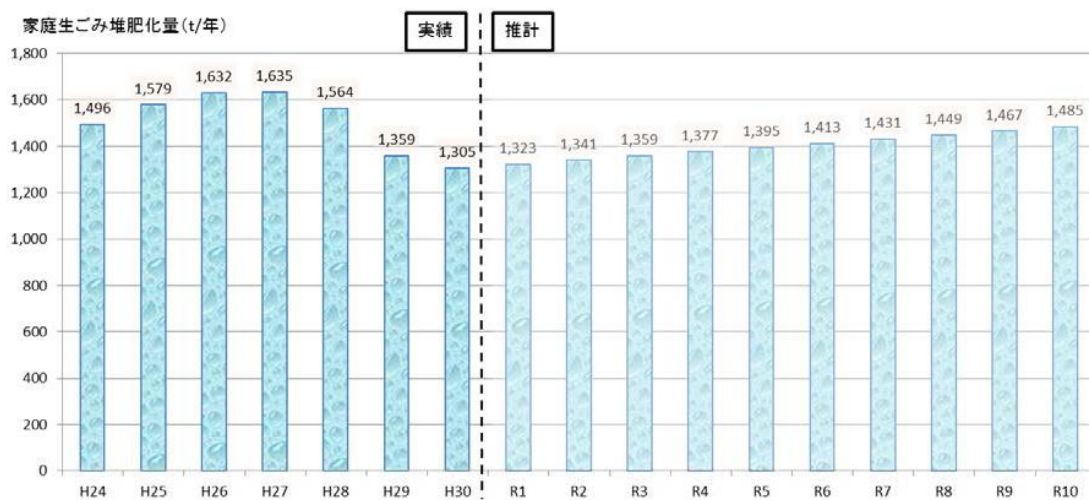


図 3-3-10 堆肥化による生ごみの処理量の見込み

カ. 最終処分量の見込み

最終処分量は、平成 27 年度に 3,629 t ですが令和 10 年度には 3,013 t となり、約 17% 減少する見込みです。図 3-3-11 に最終処分量の見込みを示します。

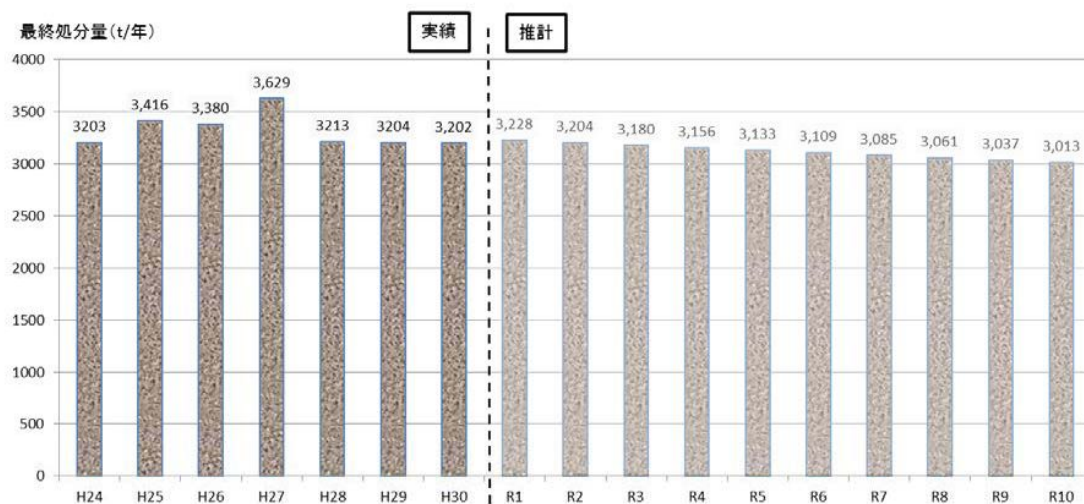


図 3-3-11 最終処分量の見込み

第4章 ごみ処理基本計画

4.1 発生抑制・資源化計画

市民・事業者・行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。主体ごとの取組の体系を次に示します。

表 3-4-1 発生抑制・資源化計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	教育・啓発活動の充実
		取組 2	手数料の見直し
		取組 3	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		取組 4	共同住宅管理者などへの指導
		取組 5	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		取組 6	グリーン購入の推進
		取組 7	バイオマスの資源化
		取組 8	廃食油の資源化
		取組 9	エコステーションの活用
	市民における方策	取組 1	資源の分別収集の活用
		取組 2	生ごみの堆肥化、食品ロスの削減
		取組 3	マイバッグの利用
		取組 4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
		取組 2	過剰包装の自粛
		取組 3	流通包装廃棄物の抑制
		取組 4	使い捨て容器の使用抑制
		取組 5	製品の長寿命化
		取組 6	店頭回収等の実施
		取組 7	事業者間の協力

(1) 行政における方策

取組 1 教育、啓発活動の充実

①学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

例)・副読本の作成、配布

②学習機会の創造

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

例)・バイオマスリサイクルに関する講演会の開催

③情報提供

市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供します。

例)・市民の主体的な資源回収活動

・プラスチックごみ問題の啓発

④地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

例)・不用品交換情報の提供

⑤事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

例)・事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布

・事業者への意識調査（環境保全、ISO、リサイクルの取組等）

・レジ袋の有料化

取組 2 手数料の見直し

燃えるごみについては、指定袋制により手数料を徴収していますが、ごみ処理経費の適正負担を図り、ごみの発生抑制・資源化の行動を促進するために手数料の見直しを検討します。

また、粗大ごみに関しては、一律で料金を設定していますが、収集・運搬、処理・処分の難易性等を考慮し、品目毎に料金を設定するなどの検討を行います。

例)・手数料の適正化

取組 3 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるよう制度の検討を行います。

例)・減量化・資源化計画の策定を条例で規定

取組 4 共同住宅管理者などへの指導

共同住宅等の管理者、経営者に対し、共同住宅から発生する廃棄物は事業系ごみと同様に収集・運搬、処理・処分を自らの責任で行うよう指導します。

また、資源ごみに関しては、分別し資源化するよう指導します。

取組 5 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

例)・事業者と共同で店頭回収をPR

取組 6 グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

例)・市役所のごみ減量への率先行動

取組 7 バイオマス[※]の資源化

※バイオマス：生ごみ、草・木等

①生ごみ堆肥化循環システムの利用促進と余剰堆肥の有効活用の検討

生ごみ堆肥化循環システムの参加世帯数が増加するよう、市民への普及・啓発を進めます。また、余剰堆肥が発生する場合の有効活用方法について検討します。

②草木の有効利用[※]

県、民間の研究機関、リサイクル事業者と連携し、刈草、剪定枝等のバイオマス利活用について調査・研究します。

【※草木の有効利用：発電利用、燃料化、炭化、バイオマス由来のプラスチック、堆肥、チップ化、ペレット化等】

取組 8 廃食油の資源化

本市では廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料化しています。リサイクル施設の燃料として活用されており、事業の継続と拡大を図ります。

取組 9 エコステーションの活用

民間委託によるエコステーションを活用し、市民の利便性と資源化率の向上を図ります。

(2) 市民における方策

取組 1 資源の分別収集の活用

市民は市が行っている資源の分別収集を活用し、資源化を推進します。

取組 2 生ごみの堆肥化

市民は燃えるごみの減量化を図るため、食品ロスの削減に努めるとともに、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化を推進します。また、市が行う生ごみ堆肥化循環システムに参加することにより、エネルギーの消費を抑えながらごみの発生量を削減します。

取組 3 マイバッグの利用

燃えるごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれています。市民は、買い物時にマイバッグを使用し、レジ袋や過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制します。

取組 4 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、市民は使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。

市は市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

また、不要品の再使用を促進するため、不要品の情報収集・提供及び市民が不要となった物を持ち寄り交換するための場の提供などを推進します。

(3) 事業者における方策

取組 1 発生源における排出抑制

事業者は排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

事業者は食品リサイクル法を踏まえ、市が実施している生ごみ堆肥化循環システムをモデルとして、地域におけるリサイクル事業者を活用して生ごみの堆肥化及び生産される堆肥の積極的な利用を推進します。

取組 2 過剰包装の自粛

事業者は過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

取組 3 流通包装廃棄物の抑制

事業者は包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

取組 4 使い捨て容器の使用抑制

事業者は使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

取組 5 製品の長寿命化

事業者は商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

取組 6 店頭回収等の実施

事業者は店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

取組 7 事業者間の協力

事業者はゼロエミッションを目指して、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

4.2 収集・運搬計画

市民及び事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

市が行う取組の体系を次に示します。

表 3-4-2 収集・運搬計画における取組の体系

施策の区文		施策の項目	
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底
		取組 2	収集・運搬主体の原則
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組 1	新たな分別区分の検討
		取組 2	収集形態の継続・検討
		取組 3	収集回収の検討
		取組 4	収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究
		取組 5	収集・運搬車両の見直し
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底
		取組 2	許可業者による収集と自己搬入

(1) 基本的な事項

取組 1 分別の徹底

市民に対して、「家庭ごみの分け方・出し方」、「甲賀市ごみ事典」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

取組 2 収集・運搬主体の原則

家庭系ごみは委託収集、事業系ごみは許可業者による収集、共同住宅、一時多量ごみ（引っ越しごみ）は家庭系ごみ収集業者による収集を原則とします。

(2) 家庭系ごみの収集・運搬計画

取組 1 合理的な分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、現状に合った合理的な分別区分の検討を行います。

【分別区分を継続するもの】

(1)新聞、(2)ダンボール、(3)紙パック、(4)その他の紙、(5)生ごみ、(6)廃プラスチック類、(7)ペットボトル、(8)発泡スチロール、(9)空き缶、(10)スプレー缶、(11)無色びん、(12)茶色びん、(13)その他の色びん、(14)廃食油、(15)家電4品目、(16)燃えるごみ、(17)埋立ごみ、(18)金属、(19)小型電気製品、(20)ライター、(21)燃える粗大ごみ、(22)燃えない粗大ごみ、(23)蛍光管、電球、(24)乾電池

取組 2 収集形態の継続・検討

資源ごみ、燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみに関しては、集積所方式による収集を行います。

粗大ごみについては、直接搬入を原則として、市に収集を依頼する場合にはリクエスト制による戸別収集方式を行います。

燃えるごみ、廃プラスチック類については、指定袋制を継続します。

また、小型電気製品および埋立ごみについても指定袋制の検討を行い、排出者の責任を明確にしていきます。

取組 3 収集回数の検討

ごみの種類毎の収集回数は現状を維持し、原則下記のとおりとします。本計画に基づく取り組みの効果（ごみ減量化、資源化の程度）及び市民の要望を踏まえ、資源ごみの出しやすい収集回数の検討を行います。

【収集回数】

週2回…生ごみ、燃えるごみ

週1回…廃プラスチック類

月1回…古紙類、ペットボトル、発泡スチロール、缶類、びん類、廃食油、燃えないごみ、有害ごみ

随時…家電4品目、粗大ごみ

取組 4 収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究

委託による収集・運搬体制を継続します。

高齢化を踏まえ、ごみ出しの困難な世帯を対象とした収集体制のあり方について、調査・研究します。

取組 5 収集・運搬車両の見直し

人口の減少、ごみの発生抑制等により収集・運搬量は平成 30 年度の実績に対して約 7%減少することが予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用等を推進します。

(3) 事業系ごみの収集・運搬計画

取組 1 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

排出抑制・資源化に努め排出量の削減に努めます。

取組 2 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。(市不燃物処理場は含みません。)

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととしますが、原則として新規許可は行わないものとします。

4.3 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは、焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残渣類は、減量化・有効利用を推進します。取組の体系を次に示します。

表 3-4-3 中間処理計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
中間 処理 計画	適正処理の推進	取組 1	適正処理の推進
	施設の健全な運営	取組 1	ごみ処理の安定化
		取組 2	計画的な補修整備
		取組 3	公害防止対策
		取組 4	環境汚染物質の測定・公開
	環境負荷の軽減	取組 1	適正な稼働体制、稼働日数
		取組 2	残渣の有効利用
	資源化の推進	取組 1	民間活用の推進
		取組 2	資源化の拡充
		取組 3	越境ごみの受入

(1) 適正処理の推進

取組 1 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理し熱回収（サーマルリカバリー）を行い資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

①資源ごみ

○新聞、ダンボール、紙パック、その他紙

再生事業者に出し、資源化します。

○生ごみ

生ごみ堆肥化循環システムを活用して、地域における循環的な利用を推進します。

○廃プラスチック類

民間事業者へ R P F 化を委託し、熱源として活用します。

○ペットボトル

民間事業者へ圧縮・梱包等を委託し、独自ルートで資源化します。

○発泡スチロール

民間事業者へ減容化を委託し独自ルートで資源化します。

○缶類

民間事業者へ選別処理、圧縮処理等を委託し、原材料などに資源化します。

○びん類

民間事業者へ処理を委託し、独自ルートで資源化します。

○廃食油

民間事業者に軽油代替燃料化を委託し、リサイクル施設の燃料として資源化します。

○家電 4 品目

家電リサイクル法に基づくリサイクルルートで資源化します。

②燃えるごみ及び燃える粗大ごみ

燃えるごみ及び燃える粗大ごみは甲賀広域行政組合衛生センターで焼却処理します。また、燃えないごみ等処理した後に発生する可燃性の残渣についても同センターで処理します。

③燃えないごみ及び燃えない粗大ごみ

燃えないごみ及び粗大ごみは、民間事業者処理を委託し、金属類を回収し再生事業者ルートで資源化します。

また、選別後に発生する廃プラスチック類に関しては、R P F 化して熱源として活用します。

④有害ごみ

乾電池、蛍光灯は専門の処理業者に処理を委託し、金属や重金属類を回収して資源化します。

(2) 施設の健全な運営

取組 1 ごみ処理の安定化

将来にわたり施設をより長く使用するため、減量化・資源化によるごみ焼却量の削減と高カロリー化の抑制を図り、安定したごみ処理に努めます。

取組 2 計画的な補修整備

ごみ減量化により、補修期間を確保することで、綿密な補修計画を立案し、施設の適正な維持管理を図ります。

取組 3 公害防止対策

適正な運転管理及び公害防止対策を継続し、ダイオキシン類や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制します。

取組 4 環境汚染物質の測定・公開

ダイオキシン類など環境汚染物質を定期的に測定し、測定結果を公開します。

(3) 環境負荷の軽減

取組 1 適正な稼働体制、稼働日数

環境への負荷を軽減するため、適正な稼働体制、稼働日数を保ちます。

取組 2 残渣の有効利用

焼却残渣の溶融処理を行い、残渣を減容化・安定化し、路盤材などの土木資材として有効利用を検討します。

(4) 資源化の推進

取組 1 民間活用の推進

リサイクル事業者（市内処分業許可業者）を活用し、市の資源化事業（資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理）を活性化していきます。

また、処分業の許可については、既存の処理方法以外で、より高度な処分が行われる場合のみ必要に応じて検討しますが、原則として新規許可は行わないものとします。

取組 2 資源化の拡充

資源分別回収量の増加や新たな資源分別回収品目の設定により、リサイクル施設の整備や更新、民間活用、広域処理への移行などを検討し資源化の拡充を図ります。

取組 3 越境ごみの受入

本市外の地方公共団体の区域において処理できない一般廃棄物であっても、当該地方公共団体から資源化处理等について協議のあるものについては、当市内の許可業者において処理が可能である場合に限り、民間リサイクル事業者での処理について認めます。

この場合、中間処理については高度な技術を要するため、許可するにあたり一定の技術基準を満たす必要があります。

4.4 最終処分計画

残渣類の安全、安定した最終処分を行います。取組の体系を次に示します。

表 3-4-4 最終処分計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
計画 最終 処分	最終処分対策	取組 1	埋立量の削減
		取組 2	最終処分場の確保
	埋立完了処分場の対応	取組 1	埋立完了最終処分場の跡地利用

(1) 最終処分対策

取組 1 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源ごみの分別の徹底、溶融処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量の削減を図ります。

埋立処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持します。

取組 2 最終処分場の確保

焼却処理後に発生する焼却残渣、燃えないごみ・燃えない粗大ごみ等を破碎選別処理して発生する不燃残渣に関しては、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分します。また、信楽地域から排出される不燃残渣は信楽不燃物処理場で埋立処分します。

大阪湾広域臨海環境整備センターに関しては、継続的に安定して埋立処分が行えるよう計画的な最終処分場の整備を要請していきます。

本市の既存施設に関しては、延命化対策を推進するとともに、埋立完了後を考慮して新規最終処分場の整備や民間活用などによる最終処分場の確保を検討します。

(2) 埋立完了処分場の対応

取組 1 埋立完了最終処分場の跡地利用

埋立完了最終処分場については、安定化を図り、緑地化や緊急時等の災害廃棄物の仮置場などとしての有効利用等を検討していきます。

4.5 その他の事項

その他の取組の体系を次に示します。

表 3-4-5 その他の事項における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
その他の事項	災害廃棄物の処理・処分	取組 1	処理体制の維持
		取組 2	倒壊家屋等の処理
		取組 3	県・近隣市町等との協力
		取組 4	仮置場の確保
	市民・事業者・行政の連携	取組 1	廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置
		取組 2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組 1	適正な処理・処分の指導強化
		取組 2	医療系廃棄物への対応強化
	不法投棄対策の強化	取組 1	不法投棄対策の推進
	ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化	取組 1	監視・取締りの強化

(1) 災害廃棄物の処理・処分

取組 1 処理体制の維持

市民環境部環境班が中心となって被災時の情報収集、処理の適正化、処理体制の構築を推進します。

障害物の除去、廃棄物の処理及び清掃は、衛生センター及び環境班が行います。

被災時に発生する一般廃棄物については、平常時と同様に市が収集・運搬、処理・処分を行います。被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法を柔軟に見直し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図ります。

収集・運搬車両、処理施設等の被災状況を考慮し、被害が甚大な場合には県及び近隣市町、民間事業者の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

取組 2 倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の処理は、原則として所有者が行います。ただし国の財政支援等を受けて行う事業に関しては、市が家屋などの処理を支援します。

流木、大量に発生する粗大ごみ、道路に堆積するガレキ等、処理の緊急性を要する場合においては、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から市が処理を行います。

災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化に努めます。

取組 3 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

取組 4 仮置き場の確保

被災時においても円滑かつ安定した処理を行うために、公有地の利用及び民有地を借り上げる方法により、仮置き場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行います。

(2) 市民・事業者・行政の連携

取組 1 廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置

ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取組の方向性を定めるために、(仮称)甲賀市廃棄物減量等推進審議会の設置を検討します。

また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取組、資源の分別排出の徹底などを推進するため、大学等と連携し、専門的な知識を持つ(仮称)甲賀市廃棄物減量等推進員の設置を検討します。

なお、審議会及び推進員の設置へ向けて条例などの改正を検討します。

取組 2 環境美化の推進

甲賀市まち美化活動の定着、環境美化運動(ごみゼロの日、びわ湖の日、県下一斉清掃の日)、環境美化推進員による環境美化活動、各種広報誌による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

(3) 適正処理困難物への対応

取組 1 適正な処理・処分の指導強化

タイヤ、バッテリー等本市で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

取組 2 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

(4) 不法投棄対策の強化

取組 1 不法投棄対策の推進

○土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。
柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

○監視体制の強化

シルバー人材センターへの委託、ボランティア及び市職員によるパトロール、監視体制の整備を推進します。

例)・組織的な巡回監視体制の整備

- ・巡回頻度の増加(週1回の巡回実施)、巡回範囲の拡大
- ・夜間監視、民間委託の検討
- ・不法投棄の多発地帯に関しては、監視カメラの設置による重点的、定期的な監視

○住民、各種団体との連携

市民、NPO等と連携した地域美化・清掃活動を推進します。

市民、NPO、郵便局、新聞販売店、宅配事業者、JA、河川保全・美化団体、森林組合、警察等との連携を強め、不法投棄に関する情報収集・不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境づくりを強化します。

○回収体制の強化

民間委託による環境美化推進委託業務の一環として、不法投棄物の迅速な回収を行います。

ただし、私有地の不法投棄物については、土地所有者又は管理者が適正に処理することになりますので、市では原則として回収は行いません。

(5) ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化

取組 1 監視・取締りの強化

○住民、各種団体との連携

集積庫管理者や警察等と連携を強め、ごみの持ち去りや違法な無料回収等を行うことができない環境づくりを強化します。

○広報による住民周知

市広報誌や集積庫への看板設置等で周知を行い、不適切処理の防止を強化します。